

令和元年度第1回 垂水区地域包括支援センター運営協議会

日 時：令和元年7月30日（火）

午後1時30分～

場 所：垂水区役所 2階 健康教育室 5,6

会 次 第

1 開 会

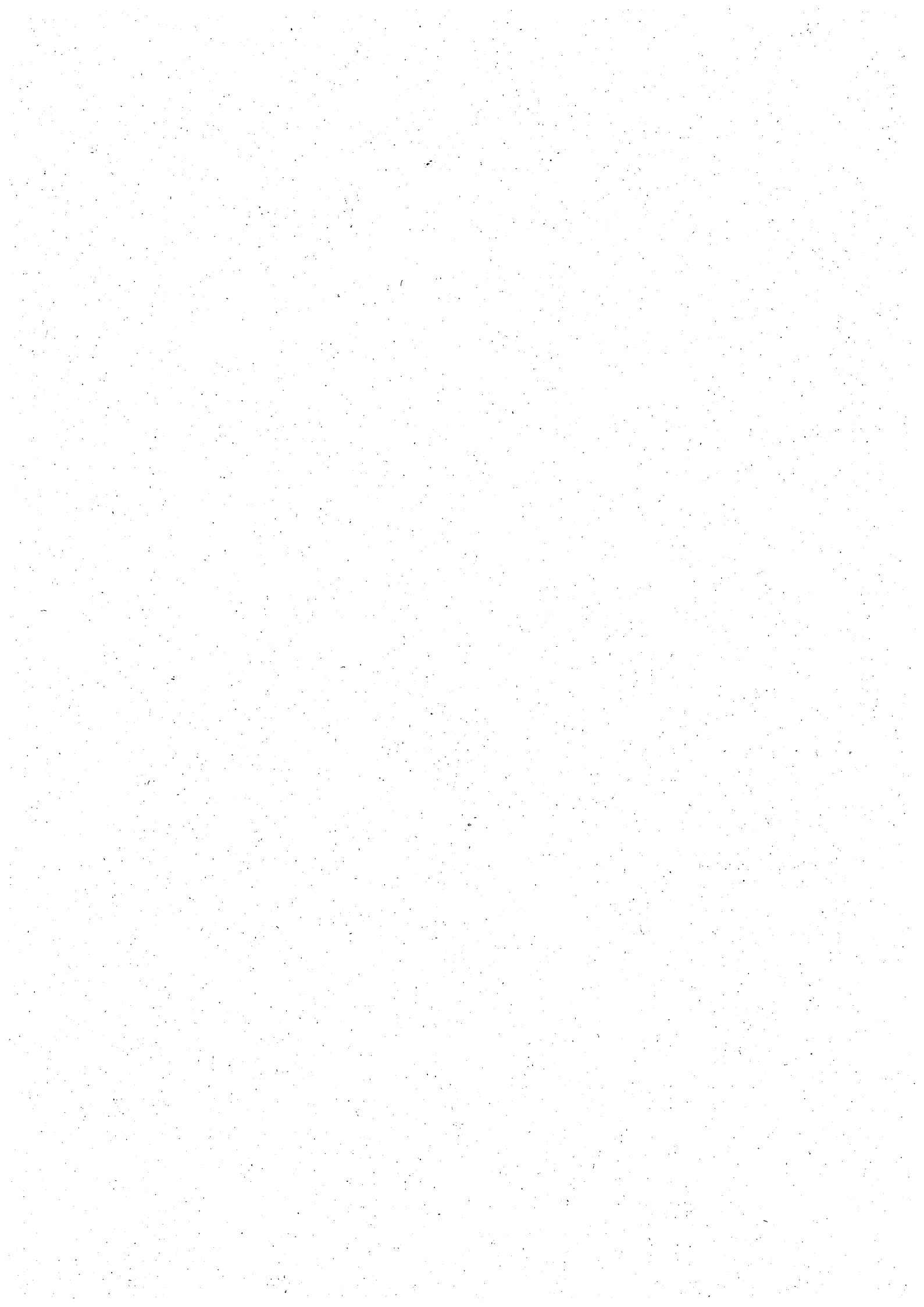
2 議 題

- (1) 平成30年度地域包括支援センターの運営状況について
 - ・実績報告書について（資料1-1）
 - ・あんしんすこやかセンター連絡会等の実施状況について（資料1-2）
- (2) 令和元年度あんしんすこやかセンター事業計画書について（資料2）
- (3) 介護予防ケアマネジメント対象者が要介護状態となった場合の取り扱いについて
－指定居宅介護支援事業所の選定における確認書の受理状況－（資料3）
- (4) 令和2年度地域包括支援センター公募について（資料4）

【以下非公開】

- (5) 特定事業所へのサービス集中率について（資料5）
- (6) 地域包括ケア充実のための事業目標（資料6）
- (7) その他

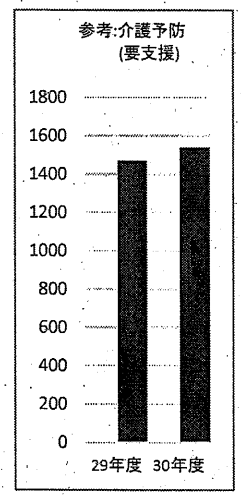
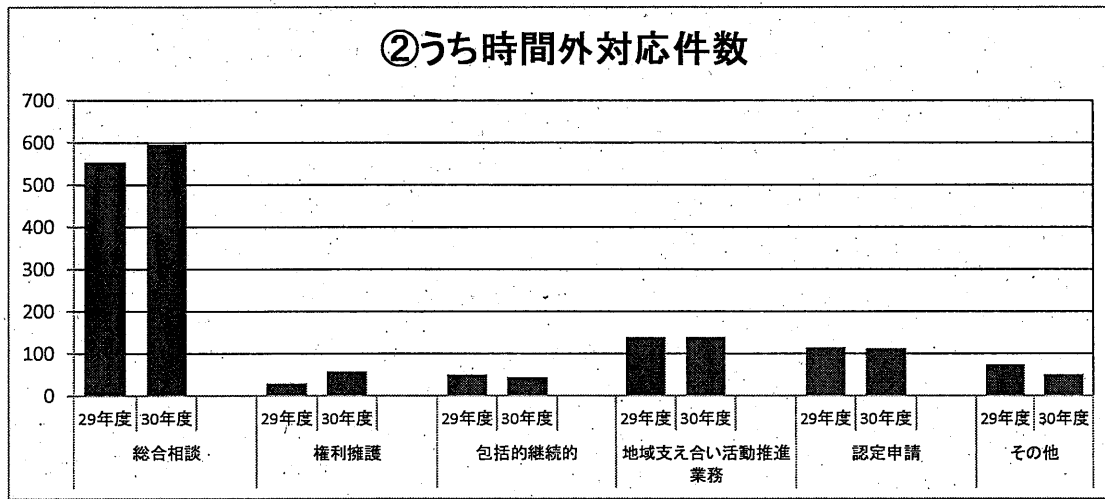
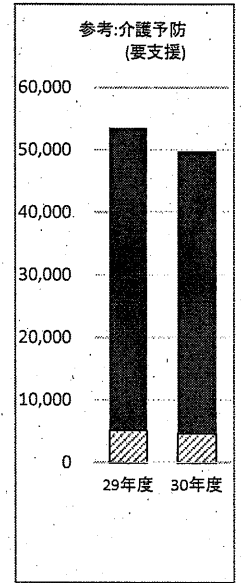
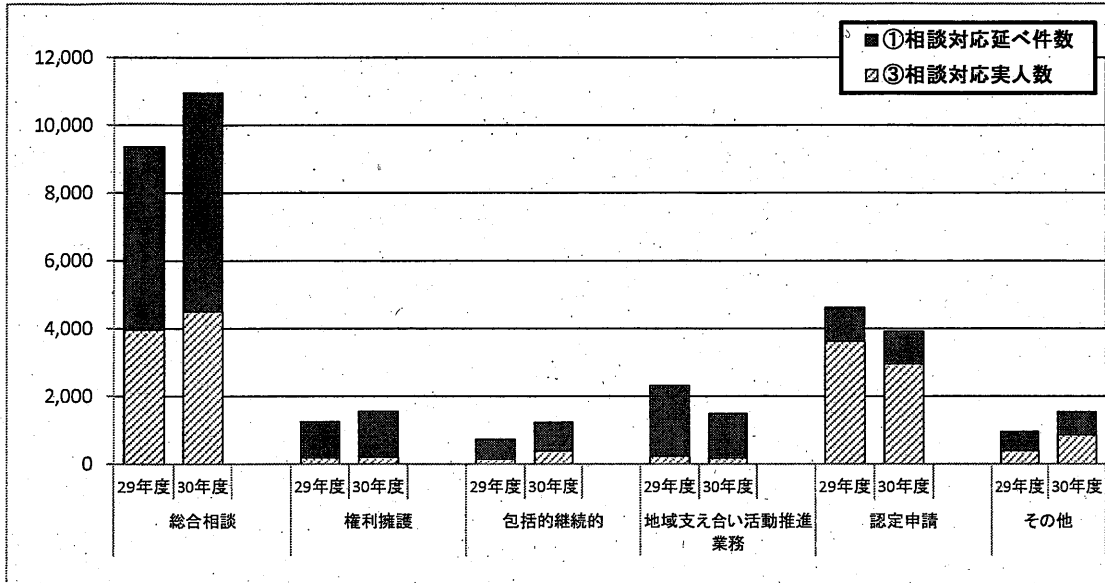
3 閉 会



平成30年度 実績報告書(垂水区)

【資料1-1】

1. 相談対応実績件数及び人数



	総合相談支援					介護予 防ケアマ ネジメン ト	権利擁護				包括的・継続的 ケア マネジメン ト		地域支え 合い活動 推進業 務	認定 申請	その 他	合計
	介護 相談	入所・ 退所 相談	実態 把握	介護保 険外サ ービス	基本 チェッ クリ スト		成年 後見 制度	措置	高齢者 虐待	消費者 被害	ケアマ ネジメン ト支援	困難 事例 対応				
電話	3,817	378	1,767	251	33	26,311	171	18	503	39	587	207	634	661	624	36,001
うち時間外対応	170	21	141	13	1	885	14	0	17	0	24	7	11	30	25	1,359
来所	671	97	126	70	20	589	12	1	30	0	47	14	37	428	107	2,249
うち時間外対応	56	3	12	2	0	25	0	0	1	0	0	0	0	28	7	134
訪問	1,200	108	1,343	244	152	19,643	119	1	238	13	150	125	324	2,578	334	26,572
うち時間外対応	63	5	39	7	2	474	3	0	11	1	1	3	8	48	8	673
その他	276	55	252	88	5	3,259	39	5	368	4	69	39	496	252	479	5,686
うち時間外対応	31	2	21	8	0	157	2	0	7	2	7	2	121	7	11	378
①相談対応延べ件数	5,964	638	3,488	653	210	49,802	341	25	1,139	56	853	385	1,491	3,919	1,544	70,508
前年度比	10%	20%	10%	141%	-	-7%	16%	178%	25%	22%	127%	9%	-36%	-15%	61%	-3%
1圏域あたり(件)	663	71	388	73	23	5,534	38	3	127	6	95	43	166	435	172	7,834
②うち時間外対応件数	320	31	213	30	3	1,541	19	0	36	3	32	12	140	113	51	2,544
前年度比	-1%	0%	20%	43%	-	5%	217%	#DIV/0!	50%	#DIV/0!	23%	-50%	0%	-2%	-31%	4%
1圏域あたり(件)	36	3	24	3	0	171	2	0	4	0	4	1	16	13	6	283
③相談対応実人数	2,856	257	1,011	219	160	4,629	58	4	122	22	327	59	173	2,954	860	-
前年度比	7%	18%	7%	67%	-	-10%	26%	0%	12%	5%	211%	34%	-28%	-18%	119%	-
1圏域あたり(人)	317	29	112	24	18	514	6	0	14	2	36	7	19	328	96	-

※「総合相談支援」のうち「基本チェックリスト」は平成29年度から実施
 ※「うち時間外対応件数」とは、センターの開設時間外(休日、祝日を含む)に受付・対応した件数

2. 苦情件数(再掲)

	センター	えがおの窓口	サービス事業者	介護保険制度全般	その他	合計
延件数	27	9	5	0	0	41
実人数	27	8	5	0	0	40

3. 地域支え合い活動推進事業

	暫定訪問件数※1		コミュニティサポートグループ 育成支援事業				小地域支え合い連絡会				ICT見守り			
			開催数		参加職員数		開催数		参加人数		利用者数※2		電話確認数	
年度	30年度	前年度比	30年度	前年度比	30年度	前年度比	30年度	前年度比	30年度	前年度比	30年度	前年度比	30年度	前年度比
延べ件数	8	-58%	130	-33%	678	-	83	1%	1,011	-33%	10	-9%	22	69%
1圏域あたり	1	-	14	-	75	-	9	-	112	-	1	-	2	-

※1、※2は平成30年3月末時点の数値

4. 会議等

実施内容		平成30年度	前年度比	1圏域あたり
広報・啓発		17,166 件	-62.7%	1,907.3 件
地域ケア会議	開催数	38 件	8.6%	4.2 件
	参加人数	798 人	18.9%	88.7 人
	(内訳)協議体開催数	25 件	19.0%	2.8 件
地域ケア会議打ち合わせ	開催数	12 件	-40.0%	1.3 件
	参加人数	53 人	-57.9%	5.9 人
センター主催の会議等	開催数	126 件	26.0%	14.0 件
	参加人数	2,307 人	72.7%	256.3 人
行政等主催の会議等	開催数	409 件	-19.6%	45.4 件
	参加人数	526 人	-23.8%	58.4 人
地域主催の会議等	開催数	714 件	-18.1%	79.3 件
	参加人数	922 人	-17.8%	102.4 人
ケアマネ等研修会	開催数	28 件	-33.3%	3.1 件
	参加人数	238 人	-42.5%	26.4 人
介護リフレッシュ教室	開催数	55 件	3.8%	6.1 件
	参加人数	592 人	-16.9%	65.8 人
運営推進会議	開催数	287 件	2.1%	31.9 件
	参加職員数	289 人	-	32.1 人
研修	開催数	294 件	-5.5%	32.7 件
	参加人数	542 人	-4.1%	60.2 人
居場所づくり型一般介護予防事業	履行確認数	23 件	-	2.6 件
	出務職員数	25 人	-	2.8 人
他機関との連絡調整	件数	7,003 件	-0.8%	778.1 件
緊急対応件数(事故対応等)	件数	8 件	0.0%	0.9 件

月別実績報告書 その1【資料1-1】

(平成30年度年間)

センター番号:	08
センター名:	垂水区

1. 相談対応実績件数及び人数

	総合相談支援				介護予防ケアマネジメント		権利擁護			包括的・継続的ケアマネジメント		困難事例対応	地域支え合い活動	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・退所相談	実態把握	介護保険外サービス	基本チェックリスト	介護予防ケアマネジメント	成年後見制度	措置	高齢者虐待	消費者被害	包括的・継続的ケアマネジメント					
電話	3,817	378	1,767	251	33	20,311	171	18	503	39	587	207	634	661	624	36,001
うち時間外対応	170	21	141	13	1	885	14	0	17	0	24	7	11	30	25	1,359
来所	671	97	126	70	20	589	12	1	30	0	47	14	37	428	107	2,249
うち時間外対応	56	3	12	2	0	25	0	0	1	0	0	0	0	28	7	134
訪問	1,200	108	1,343	244	152	19,643	119	1	238	13	150	125	324	2,578	334	26,572
うち時間外対応	63	5	39	7	2	474	3	0	11	1	1	3	8	48	8	673
その他	276	55	252	88	5	3,259	39	5	368	4	69	39	496	252	479	5,686
うち時間外対応	31	2	21	8	0	157	2	0	7	2	7	2	121	7	11	378
合計	5,964	638	3,488	653	210	49,802	341	25	1,139	56	853	385	1,491	3,919	1,544	70,508
うち時間外対応	320	31	213	30	3	1,541	19	0	36	3	32	12	140	113	51	2,544
実人数	2,856	257	1,011	219	160	4,629	58	4	122	22	327	59	173	2,954	860	13,711

2. 苦情件数(再掲)

センター	えがおの窓口	サービス事業者	介護保険制度全般	その他	合計
延件数	27	9	5	0	41
実人数	27	8	5	0	40

3. 地域支え合い活動推進事業

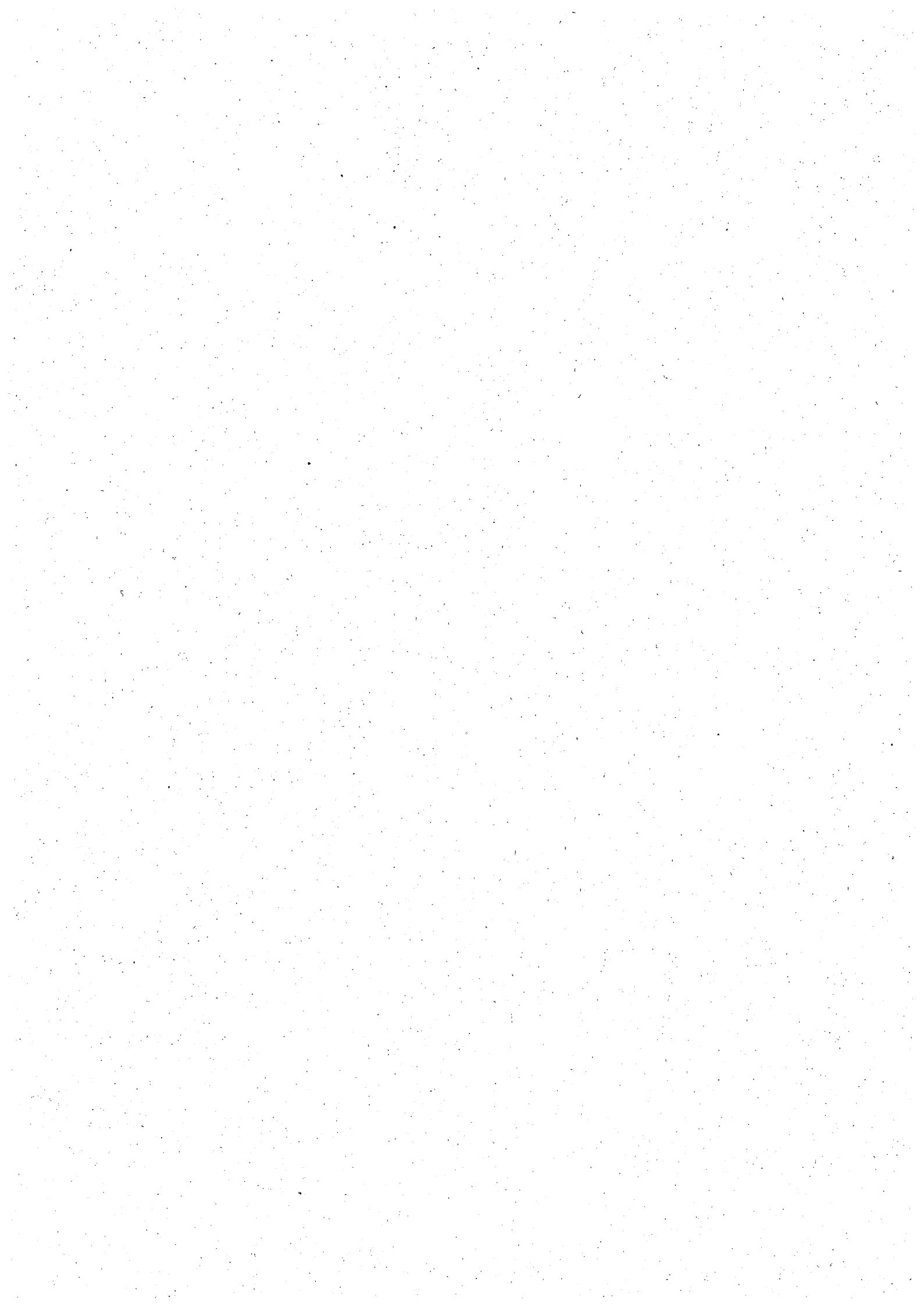
暫定訪問世帯数 ※	コミュニティサポートグループ育成支援事業		小地域支え合い連絡会		ICT見守り	
	参加回数	参加職員数	開催数	参加者数	利用者数	電話確認数
8	130	678	83	1,011	10	22

※ SCSの暫定訪問世帯数はカウントしないでください。

4. その他

種類	管理数		うち新規数		うち継続数		うち委託数		委託数のうち新規数		センター主催の会議等		行政等主催の会議等		地域主催の会議等		ケアマネ等研修会		介護リフレッシュ教室		運営推進会議		研修		居場所づくり型一般介護予防事業		他機関との連絡調整	
	対象人数	パンフ等配布数	17,166	31,534	40	1,182	268	9	177	177	185	126	409	714	28	55	287	294	23	289	542	25	7,003	23	緊急対応件数(事故対応等)	件数		
総合事業のサービスのみのみ																												
予防給付																												
広報・啓発																												
地域ネットワーク構築																												
地域ケア会議																												
地域ケア会議打ち合わせ																												

セルは合計数ではなく、当該年度の3月の数値が入っています。



月別実績報告書 その1【資料1-1】

(平成30年度年間)

センター番号:	59
センター名:	桃山台あんしんすこやかセンター

1. 相談対応実績件数及び人数

	総合相談支援				介護予防支援 介護予防ケア マネジメント		権利擁護			困難事例 対応	地域 支え合い 活動	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・ 通所相談	実態把握	介護保険 外サービス	基本 チェックリスト	介護予防ケア マネジメント	成年 後見制度	措置	高齢者 虐待					
電話	281	67	36	40	8	1,734	0	0	23	0	137	5	107	2,676
うち時間外対応	25	10	1	2	1	138	0	0	2	0	2	0	15	227
来所	71	13	6	4	4	47	0	0	3	0	5	5	10	237
うち時間外対応	8	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	2	25
訪問	115	7	55	37	27	1,577	3	0	7	1	13	1	10	2,062
うち時間外対応	9	0	2	3	1	63	0	0	0	0	0	0	1	92
その他	17	9	17	4	1	291	1	0	37	4	13	3	6	436
うち時間外対応	0	0	0	0	0	9	0	0	0	2	1	0	1	22
合計	484	96	114	85	40	3,649	4	0	70	5	188	13	133	5,411
うち時間外対応	42	12	3	5	2	212	0	0	6	2	3	0	19	366
実人数	266	52	36	49	32	362	3	0	6	3	96	7	93	1,307

2. 苦情件数(再掲)

センター	えがお の窓口	サービス事 業者	介護保険 制度全般	その他	合計
延件数	0	2	0	0	2
実人数	0	1	0	0	1

3. 地域支え合い活動推進事業

暫定訪問 世帯数 ※	コミュニティサポートグループ 育成支援事業		小地域支え合い連絡会		ICT見守り
	参加回数	参加職員数	開催数	参加者数	
3	0	0	7	106	2
					4

※ SCSの暫定訪問世帯数はカウントしないでください。

4. その他

類型	管理数	うち新規数	うち継続数	うち委託数	委託数のうち 新規数	合計	
						うち新規数	うち継続数
総合事業のサービスのみ	従来型	41	0	41	12	9	333
	簡易型	56	2	54	8	59	59
	セルフ型	0	0	0	0	0	133
予防給付	128	2	126	28	28	16	52
広報・啓発	1,794	2,093	(内数)地域ケア会議 リーフレット配布数	8	8	26	26
地域ネットワーク構築	2	2				48	48
地域ケア会議	6	6	133	(内数)協議 体開催数	4	1	1
地域ケア会議 打ち合わせ	3	3	6			3	3



月別実績報告書 その1【資料1-1】

(平成30年度年間)

センター番号:	60
センター名:	塩屋あんしんすこやかセンター

1. 相談対応実績件数及び人数

	総合相談支援				権利擁護		世帯訪問※		ICT見守り		合計					
	介護相談	入所・通所相談	実態把握	介護保険 外サービス	基本 チェックリスト	介護予防ケア マネジメント	成年 後見制度	措置	高齢者 虐待	消費者 被害		色情的・継続的 ケアマネジメント	困難事例 対応	地域 支え合い 活動	認定申請	その他
電話	316	19	0	10	0	1,249	0	0	28	2	113	7	14	0	1	1,769
うち時間外対応	12	0	0	0	0	60	0	0	0	0	2	1	0	0	1	76
来所	89	23	1	6	3	33	0	0	2	0	13	4	10	65	5	254
うち時間外対応	7	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	7	1	16
訪問	168	9	33	24	14	1,517	2	0	18	1	27	22	11	195	0	2,041
うち時間外対応	5	1	0	3	0	29	0	0	3	0	0	0	0	5	0	46
その他	17	2	1	5	0	202	0	0	22	0	8	0	8	28	1	294
うち時間外対応	2	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6
合計	590	53	35	45	17	3,001	2	0	70	3	161	33	43	288	7	4,348
うち時間外対応	26	1	0	3	0	94	0	0	3	0	2	1	0	12	2	144
実人数	283	36	30	29	16	288	2	0	13	2	79	8	22	285	6	1,099

2. 苦情件数(再掲)

センター	えがおの窓口	サービス事業者	介護保険制度全般	その他	合計
延件数	1	0	1	0	2
実人数	1	0	1	0	2

3. 地域支え合い活動推進事業

暫定訪問世帯数	コミュニティサポートグループ 育成支援事業		小地域支え合い連絡会		ICT見守り	
	参加回数	参加職員数	開催数	参加者数	利用者数	電話確認数
0	25	25	3	61	0	0

※ SCSの暫定訪問世帯数はカウントしないでください。

4. その他

広報・啓発	対象人数	類型	管理数	うち新規数	うち継続数	うち委託数	委託数のうち 新規数	会議数		参加人数
								ハンフ等 配布数	実施数	
総合事業のサービスのみのみ		従来型	64	2	62	12	0	7	7	153
		簡易型	67	3	64	14	1	50	50	55
		セルフ型	0	0	0	0	0	73	73	81
予防給付		介護予防支援	94	5	89	34	2	3	3	29
		対象人数	1,012	2,342	(内数)地域ケア会議 リーフレット配布数	36	2	23	23	13
地域ネットワーク構築		参加回数	0	0	0	0	0	31	31	39
地域ケア会議		開催数	5	5	119	3	0	0	0	0
地域ケア会議 打ち合わせ		開催数	0	0	0	0	0	0	0	1

緊急対応件数
(事故対応等)

397 件数



月別実績報告書 その1【資料1-1】

(平成30年度年間)

センター番号:	61
センター名:	東垂水あんしんすこやかセンター

1. 相談対応実績件数及び人数

	総合相談支援				権利擁護			包括的・継続的ケアマネジメント			認定申請	地域 支え合い 活動	困窮事例 対応	その他	合計
	入所・ 通所相談	実態把握	介護保険 外サービス	基本 チェックリスト	介護予防支援・ 介護予防ケア マネジメント	成年 後見制度	措置	高齢者 虐待	消費者 被害	包括的・継続的 ケアマネジメント					
電話	755	46	16	37	0	4,859	12	5	94	5	11	14	13	4	5,975
うち時間外対応	1	0	0	0	0	29	0	0	0	0	0	2	0	0	32
来所	54	6	0	5	2	72	0	0	4	0	0	0	0	1	199
うち時間外対応	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
訪問	297	18	33	45	29	2,358	5	0	20	4	1	17	29	6	3,243
うち時間外対応	6	0	1	0	0	60	0	0	0	0	0	1	0	2	70
その他	20	11	2	5	0	181	1	0	62	0	3	6	7	3	347
うち時間外対応	0	0	0	0	0	7	0	0	0	0	0	0	0	1	8
合計	1,126	81	51	92	31	7,470	18	5	180	9	15	37	49	14	9,761
うち時間外対応	7	0	1	0	0	97	0	0	0	0	0	3	0	3	111
実人数	433	30	16	28	31	625	4	1	18	6	2	12	39	7	1,678

2. 苦情件数(再掲)

センター	えがお の窓口	サービス事 業者	介護保険 制度全般	その他	合計
延件数	1	0	0	0	1
実人数	1	0	0	0	1

3. 地域支え合い活動推進事業

暫定訪問※ 世帯数	コミュニティサポートグループ 育成支援事業		小地域支え合い連絡会		ICT見守り	
	参加回数	参加職員数	開催数	参加者数	利用者数	電話確認数
1	10	15	12	183	0	0

※ SCSの暫定訪問世帯数はカウントしないでください。

4. その他

種類	管理数	うち新規数	うち継続数	うち委託数	登録数のうち 新規数	センター主催の会議等		会議数	参加人数	
						会議数	参加職員数			
総合事業のサービスのみのみ	従来型	119	4	115	35	1	センター主催の会議等	会議数	26	429
	簡易型	171	7	164	38	1	行政等主催の会議等	会議数	50	92
	セルフ型	0	0	0	0	0	地域主催の会議等	会議数	52	65
予防給付	介護予防支援	263	11	252	90	4	ケアマネ等研修会	開催数	2	57
							介護リフレックス教室	開催数	6	55
広報・啓発	対象人数	2,113	6,006	(内数)地域ケア会議 リーフレット配布数	2	2	運営推進会議	開催数	59	61
							研修	実施数	39	69
地域ネットワーク構築	地域ケア会議	6	参加人数	123	(内数)協議 体開催数	6	居場所づくり型一般介 護予防事業	履行確認 数	0	0
							他機関との連絡調整	件数	1,157	緊急対応件数 (事故対応等)



月別実績報告書 その1【資料1-1】

(平成30年度年間)

センター番号:	62
センター名:	垂水名谷あんしんすこやかセンター

1. 相談対応実績件数及び人数

	総合相談支援				介護予防支援 介護予防ケア マネジメント			権利擁護			包括的・継続的 ケアマネジメント			困難事例 対応	地域 支え合い 活動	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・ 通所相談	実態把握	介護保険 外サービス	基本 チェックリスト	介護予防ケア マネジメント	成年 後見制度	措置	高齢者 虐待	消費者 被害	法的・精神的 ケア	法的・精神的 ケア	法的・精神的 ケア					
電話	777	120	253	12	0	3,705	4	0	0	0	0	0	0	182	2	11	5,186	
うち時間外対応	44	2	7	2	0	37	0	0	1	0	0	0	0	9	0	0	103	
来所	39	15	30	0	0	33	0	0	4	0	0	0	0	1	42	8	183	
うち時間外対応	5	0	5	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	5	0	16	
訪問	197	24	199	11	9	2,049	3	0	20	0	0	0	0	83	359	43	3,044	
うち時間外対応	9	0	5	1	1	22	0	0	0	0	0	0	0	4	18	0	61	
その他	52	12	33	1	0	482	0	0	12	0	0	0	0	463	12	3	1,099	
うち時間外対応	9	0	4	0	0	2	0	0	1	0	0	0	0	118	0	0	137	
合計	1,065	171	515	24	9	6,269	7	0	92	3	95	103	23	709	415	65	9,512	
うち時間外対応	67	2	21	3	1	61	0	0	3	0	3	2	131	23	0	0	317	
実人数	442	42	174	14	9	589	2	0	8	1	50	10	384	52	49	1,826		

2. 苦情件数(再掲)

センター	えがお の窓口	サービス事 業者	介護保険 制度全般	その他	合計
延件数	0	0	0	0	0
実人数	0	0	0	0	0

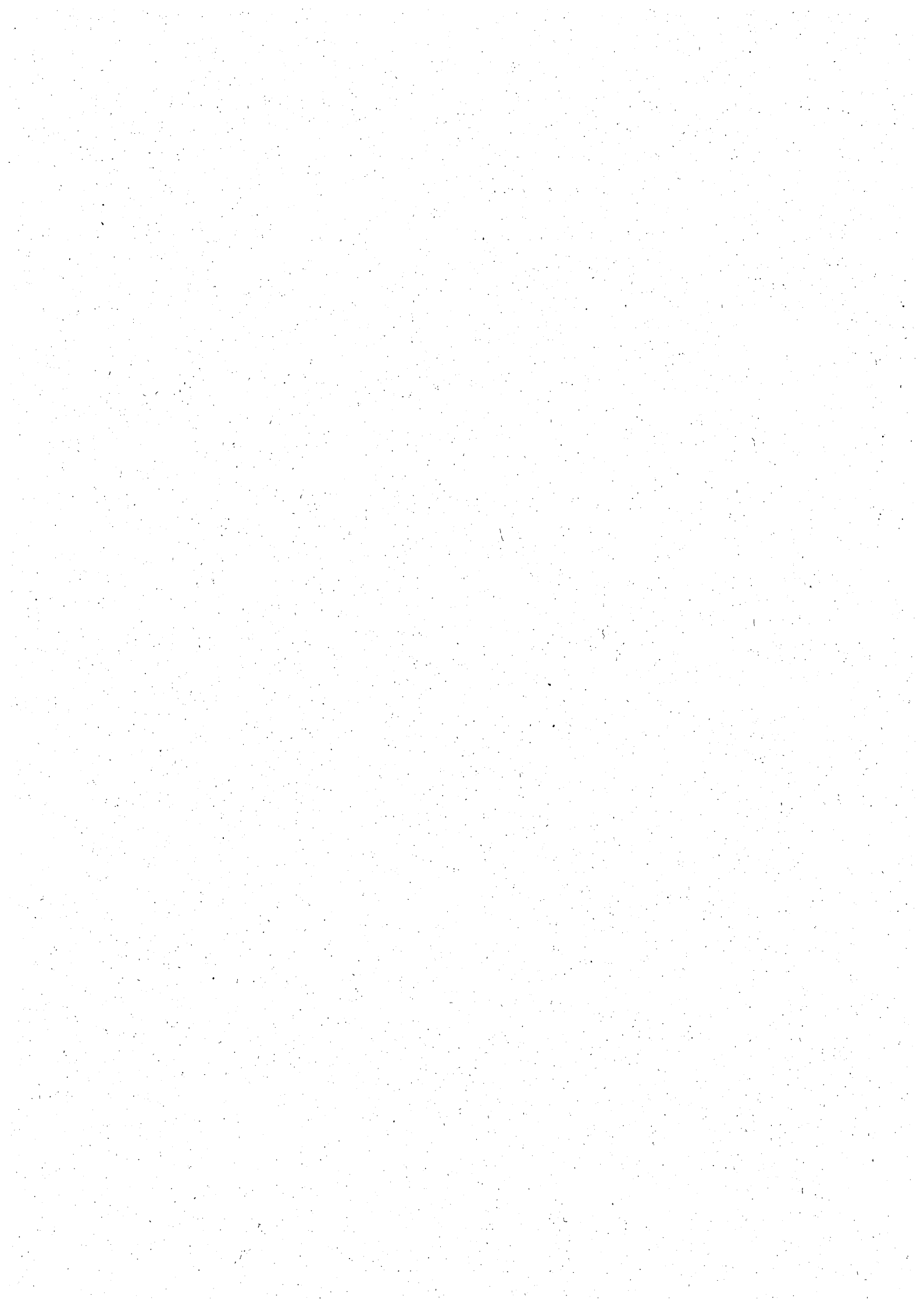
3. 地域支え合い活動推進事業

暫定訪問 世帯数	コミュニティサポートグループ 育成支援事業		小地域支え合い連絡会		ICT見守り	
	参加回数	参加職員数	開催数	参加者数	利用者数	電話確認数
	18	20	10	218	0	0

※ SCSの暫定訪問世帯数はカウントしないでください。

4. その他

広報・啓発	対象人数	種類	管理数	うち新規数	うち継続数	うち委託数	委託数のうち 新規数	センター主催の会議等		参加人数
								パンフ等 配布数	リーフレット配布数	
総合事業のサービスのみのみ		従来型	150	6	144	21	3	4	52	69
		簡易型	59	4	55	10	1	61	70	
		セルフ型	0	0	0	0	0	4	5	
予防給付		介護予防支援	210	6	204	48	3	5	65	
地域ネットワーク構築		対象人数	1,557	7,208	(内数)地域ケア会議 リーフレット配布数	10	10	33	36	43
		参加回数	33							
		開催数	2	参加人数	51	(内数)協議 体開催数	1	1	1	1
地域ケア会議 打ち合わせ		開催数	1	参加人数	13			957	緊急対応件数 (事故対応等)	1



月別実績報告書 その1【資料1-1】

(平成30年度年間)

センター番号:	63
センター名:	平機あんしんすこやかセンター

1. 相談対応実績件数及び人数

	総合相談支援				権利擁護				介護予防支援・介護予防ケアマネジメント	成年後見制度	措置	高齢者虐待	消費者被害	包括的・継続的ケアマネジメント	困難事例対応	地域支え合い活動	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・退院相談	実態把握	介護保険外サービス	基本チェックリスト	介護予防ケアマネジメント	成年後見制度	措置											
電話	251	62	99	120	0	1,563	20	13	4	0	49	28	3	2	40	2,254			
うち時間外対応	25	6	17	6	0	174	3	0	0	0	3	0	0	0	4	238			
来所	66	8	16	51	9	144	3	1	1	0	5	1	2	8	333				
うち時間外対応	10	0	1	2	0	13	0	0	0	0	0	0	0	1	28				
訪問	114	25	99	113	22	984	2	1	0	1	8	3	22	152	1,627				
うち時間外対応	18	4	6	0	0	71	0	0	0	0	0	1	3	9	115				
その他	85	17	60	71	1	367	2	5	9	0	12	3	0	22	365	1,019			
うち時間外対応	9	2	1	8	0	23	0	0	0	0	1	0	0	1	46				
合計	516	112	274	355	32	3,058	27	20	14	1	74	35	27	194	494	5,233			
うち時間外対応	62	12	25	16	0	281	3	0	0	1	4	1	3	11	8	427			
実人数	153	30	78	75	26	241	4	3	5	1	17	5	8	182	371	1,199			

2. 苦情件数(再掲)

センター	えがおの窓口	サービス事業者	介護保険制度全般	その他	合計
延件数	1	0	0	0	1
実人数	1	0	0	0	1

3. 地域支え合い活動推進事業

暫定訪問世帯数	ICT見守り		小地域支え合い連絡会	
	参加回数	参加職員数	開催数	参加者数
10	10	10	5	5
14	14	14	14	14

※ SCSの暫定訪問世帯数はカウントしないでください。

4. その他

種類	管理数	うち新規数	うち継続数	うち委託数	委託数のうち新規数	合計	
						参加人数	参加職員数
総合事業のサービスのみのみ	従来型	70	3	87	17	3	113
	簡易型	38	1	37	10	61	65
	セルフ型	0	0	0	0	31	40
予防給付	介護予防支援	101	2	99	34	2	23
	対象人数	2,323	5,132	(内数)地域ケア会議リーフレット配布数	0	6	74
広報・啓発	参加回数	92	4	88	2	23	23
	開催数	1	1	2	54	0	58
地域ケア会議	開催数	1	1	2	2	0	0
	打ち合わせ	1	1	2	647	0	0



月別実績報告書 その1【資料1-1】

(平成30年度年間)

センター番号:	64
センター名:	本多間あんしんすこやかセンター

1. 相談対応実績件数及び人数

	総合相談支援										権利擁護				認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・退所相談	実態把握	介護保険 外サービス	基本 チェックリスト	介護予防ケア マネジメント		成年 後見制度	措置	高齢者 虐待	消費者 被害	包括的・継続的 ケアマネジメント	困難事例 対応	地域 支え合い 活動			
						予防	マネジメント										
電話	247	39	84	14	17	4,525	18	0	119	9	25	11	418	182	155	5,863	
うち時間外対応	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
来所	159	27	3	2	1	73	2	0	4	0	2	0	18	15	24	330	
うち時間外対応	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
訪問	104	24	199	7	17	4,530	8	0	49	3	6	10	127	580	156	5,820	
うち時間外対応	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
その他	23	2	6	1	0	247	11	0	190	0	5	0	7	25	70	567	
うち時間外対応	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
合計	533	92	292	24	35	9,375	39	0	362	12	38	21	570	802	405	12,800	
うち時間外対応	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	2	
実人数	319	44	135	10	17	924	7	0	38	5	7	2	13	539	118	2,178	

2. 苦情件数(再掲)

センター	えがおの窓口	サービス事業者	介護保険制度全般	その他	合計
延件数	23	3	0	0	27
実人数	23	3	0	0	27

3. 地域支え合い活動推進事業

暫定訪問世帯数 ※	コミュニティサポートグループ育成支援事業		小地域支え合い連絡会		ICT見守り
	参加回数	参加職員数	開催数	参加者数	
0	31	551	16	216	4

※ SCSの暫定訪問世帯数はカウントしないでください。

4. その他

種類	センター	えがおの窓口	サービス事業者	介護保険制度全般	その他	合計	委託数のうち 新規数		うち委託数	委託数のうち 継続数
							うち新規数	うち継続数		
総合事業のサービスのみのみ	従来型	267	13	274	18	2	2	18	2	
	簡易型	123	9	132	7	0	0	7	0	
	セルフ型	0	0	0	0	0	0	0	0	
予防給付	介護予防支援	349	4	353	35	0	0	35	0	
広報・啓発	対象人数	1,926	2,483	(内数)地域ケア会議 リーフレット配布数	77	77	77	0	0	
	地域ネットワーク構築	参加回数	13	0	0	0	0	0	0	
地域ケア会議	地域ケア会議	開催数	6	参加人数	119	2	2	(内数)協議 体開催数	2	
	地域ケア会議 打ち合わせ	開催数	3	参加人数	15	15	15	0	0	
その他	センター主催の会議等	会議数	52	参加人数	637	52	52	0	0	
	行政等主催の会議等	会議数	30	参加職員数	50	30	30	0	0	
	地域主催の会議等	会議数	99	参加職員数	110	99	99	0	0	
	ケアマネ等研修会	開催数	3	参加人数	23	3	3	0	0	
	介護リフレッシュ教室	開催数	12	参加人数	128	12	12	0	0	
広報・啓発	運営推進会議	開催数	43	参加職員数	43	43	43	0	0	
	研修	実施数	19	受講職員数	198	19	19	0	0	
その他	居場所づくり型一般介護予防事業	履行確認数	4	出務職員数	4	4	4	0	0	
	他機関との連絡調整	件数	1,392	緊急対応件数 (事故対応等)	2	1,392	2	0	0	





月別実績報告書 その1【資料1-1】

(平成30年度年間)

センター番号:	66
センター名:	神慶台あんしんすこやかセンター

1. 相談対応実績件数及び人数

	総合相談支援				介護予防ケアマネジメント			権利擁護			包括的・継続的ケアマネジメント		困難事例対応	地域支え合い活動	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・通所相談	実態把握	介護保険外サービス	基本チェックリスト	成年後見制度	措置	高齢者虐待	消費者被害	ICT見守り							
										参加回数	参加職員数	開催数					
電話	338	15	35	6	0	1,501	6	3	1	13	69	0	13	0	33	2,033	
うち時間外対応	27	3	1	0	0	0	0	0	0	1	2	0	1	0	1	37	
来所	59	2	3	0	1	9	1	1	0	7	7	65	7	1	9	165	
うち時間外対応	6	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	
訪問	2	1	30	1	1	1,456	13	0	0	2	25	288	2	3	4	1,826	
うち時間外対応	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
その他	26	2	2	0	0	174	5	2	0	5	3	68	5	3	0	292	
うち時間外対応	8	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12	
合計	425	20	70	7	2	3,140	25	6	1	27	104	421	22	104	48	4,316	
うち時間外対応	42	4	2	0	0	0	0	0	0	1	2	2	4	2	1	58	
実人数	350	15	45	6	1	361	8	2	1	17	15	334	18	15	33	1,206	

2. 苦情件数(再掲)

センター	えがおの窓口	サービス事業者	介護保険制度全般	その他	合計
延件数	1	6	1	0	8
実人数	1	6	1	0	8

3. 地域支え合い活動推進事業

暫定訪問世帯数※	コミュニティサポートグループ育成支援事業		小地域支え合い連絡会		ICT見守り	
	参加回数	参加職員数	開催数	参加者数	利用者数	電話確認数
0	11	12	17	117	0	0

※ SCSの暫定訪問世帯数はカウントしないでください。

4. その他

種類	管理数	うち新規数	うち継続数	うち委託数	委託数のうち新規数	総合事業のサービスのみ		予防給付	広報・啓発
						従来型	簡易型		
介護予防支援	183	0	183	186	0	0	0	14	133
対象人数	1,959	1,788	(内数)リーフレット配布数	49	0	0	0	44	56
パンフ等配布数	11	0	0	0	0	0	0	117	150
地域ネットワーク構築	11	0	0	0	0	0	0	6	26
地域ケア会議	4	4	0	0	0	0	0	5	91
地域ケア会議打ち合わせ	0	0	0	0	0	0	0	22	22
その他	0	0	0	0	0	0	0	43	49
合計	183	183	183	186	0	0	0	1	1
合計	183	183	183	186	0	0	0	427	0



月別実績報告書 その1【資料1-1】

(平成30年度年間)

センター番号:	67
センター名:	舞子あんしんすこやかセンター

1. 相談対応実績件数及び人数

	総合相談支援				権利擁護			包括的・継続的ケアマネジメント		困難事例対応	地域支え合い活動	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・退所相談	実態把握	介護保険外サービス	基本チェックリスト	介護予防支援・介護予防ケアマネジメント	成年後見制度	措置	高齢者虐待					
電話	800	7	68	0	1	3,694	0	0	45	19	21	5	209	4,975
うち時間外対応	35	0	5	0	0	196	0	0	0	0	0	0	0	236
来所	128	3	11	0	0	35	0	0	1	0	2	0	73	293
うち時間外対応	20	0	3	0	0	6	0	0	0	0	0	0	2	33
訪問	192	0	131	2	21	2,925	1	0	31	3	0	16	237	3,587
うち時間外対応	15	0	9	0	0	199	0	0	3	0	0	1	3	232
その他	26	0	35	0	0	991	0	0	19	0	7	1	8	1,114
うち時間外対応	2	0	4	0	0	90	0	0	0	0	2	0	0	105
合計	1,146	10	245	2	22	7,645	1	0	96	22	30	22	397	9,969
うち時間外対応	72	0	21	0	0	491	0	0	3	0	2	1	5	606
実人数	553	5	35	1	19	580	1	0	8	3	13	2	293	1,638

2. 苦情件数(再掲)

センター	えがおの窓口	サービス事業者	介護保険制度全般	その他	合計
延件数	0	0	0	0	0
実人数	0	0	0	0	0

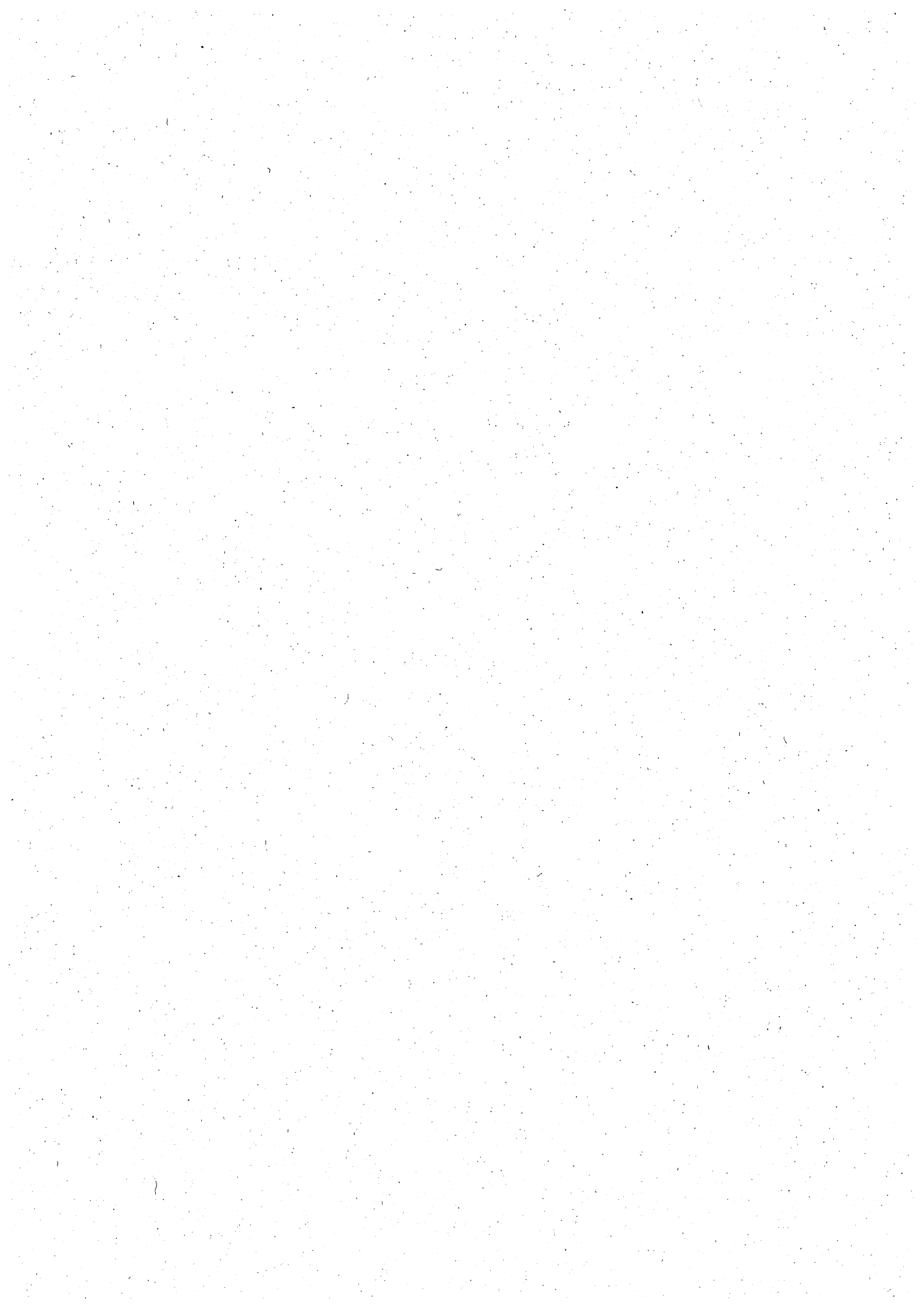
3. 地域支え合い活動推進事業

暫定訪問世帯数	コミュニティサポートグループ育成支援事業		小地域支え合い連絡会		ICT風守り
	参加回数	参加職員数	開催数	参加者数	
2	19	28	9	47	0

※ SCSの暫定訪問世帯数はカウントしないでください。

4. その他

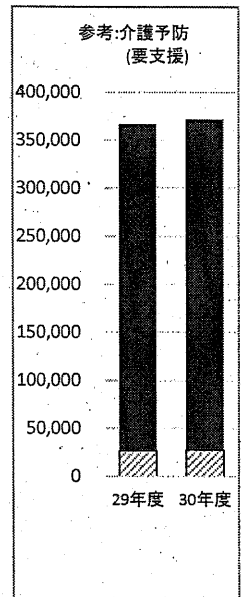
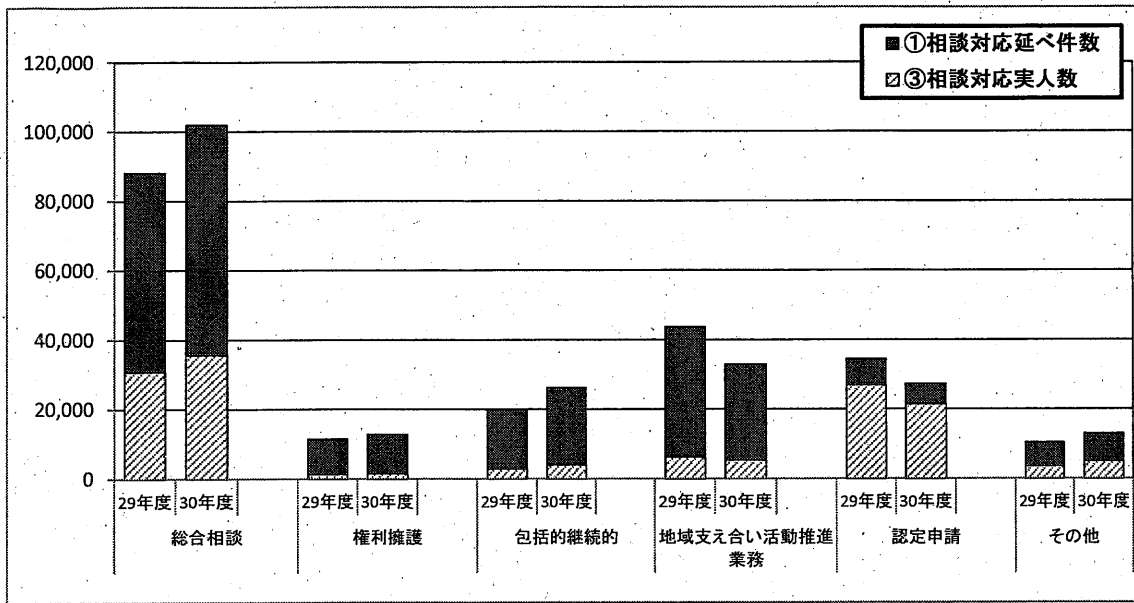
種類	管理数	うち新規数	うち継続数	うち委託数	委託数のうち新規数	総合事業のサービスのみのみ		参加人数	参加職員数	参加職員数	参加人数
						介護予防支援	介護予防支援				
従来型	173	7	166	28	0	9	9	494	55	55	494
簡易型	104	2	102	10	0	44	44	264	180	180	264
セルフ型	0	0	0	0	0	3	3	18	3	3	18
介護予防支援	246	0	246	33	0	6	6	42	29	29	42
対象人数	4,432	4,432	(内数)地域ケア会議リーフレット配布数	21	0	29	29	29	15	15	29
広報・啓発	0	0	0	0	0	15	15	23	15	15	23
地域ネットワーク構築	0	0	0	0	0	15	15	17	15	15	17
地域ケア会議	3	3	65	0	0	15	15	17	15	15	17
地域ケア会議打ち合わせ	0	0	0	0	0	1,086	1,086	1	1,086	1,086	1



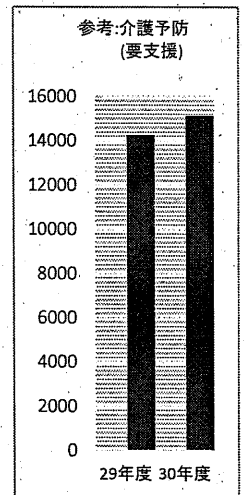
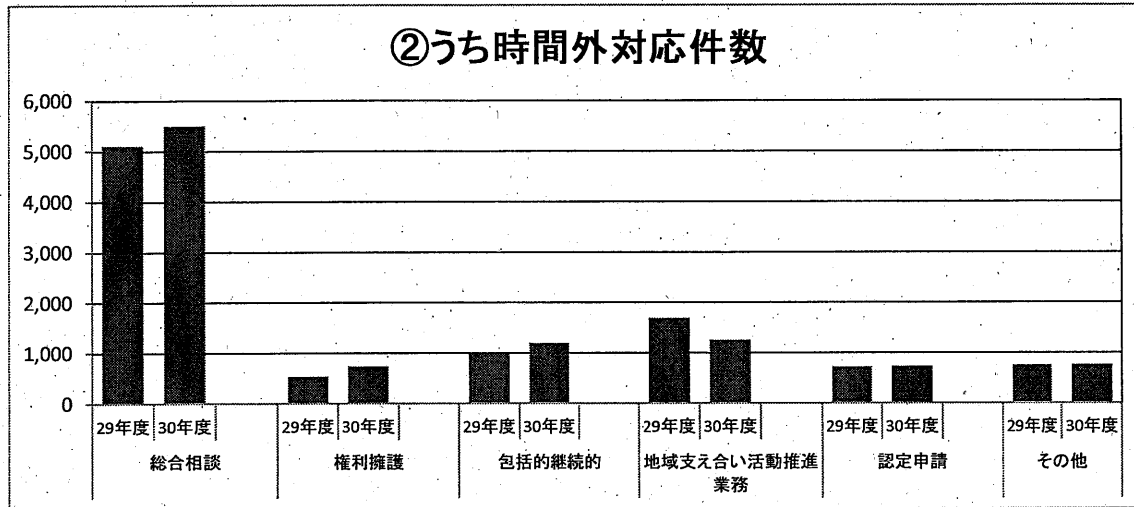
平成30年度 実績報告書(全市)

【資料1-1】

1. 相談対応実績件数及び人数



②うち時間外対応件数



	総合相談支援					介護予防ケアマネジメント	権利擁護				包括的・継続的ケアマネジメント		地域支え合い活動推進業務	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・退所相談	実態把握	介護保険外サービス	基本チェックリスト		成年後見制度	措置	高齢者虐待	消費者被害	ケアマネジメント支援	困難事例対応				
電話	41,732	4,213	8,848	1,150	152	217,715	1,091	156	5,485	307	9,225	6,944	8,552	4,020	7,468	317,058
うち時間外対応	2,314	157	632	57	3	10,100	47	15	358	10	391	395	312	127	539	15,457
来所	13,825	1,055	1,181	664	323	10,444	196	16	556	34	1,806	844	2,076	7,721	1,556	42,297
うち時間外対応	920	64	66	24	9	429	10	1	46	1	88	37	37	274	77	2,083
訪問	11,648	778	8,701	856	567	122,445	547	54	1,436	97	2,010	2,739	9,838	13,683	2,218	177,617
うち時間外対応	529	30	334	34	20	3,665	21	6	81	6	56	104	188	287	84	5,445
その他	3,029	515	2,431	298	21	21,624	279	40	2,435	70	1,360	1,334	12,496	1,860	1,806	49,598
うち時間外対応	198	20	73	21	0	964	17	2	107	8	79	46	725	46	70	2,376
①相談対応延べ件数	70,234	6,561	21,161	2,968	1,063	372,228	2,113	266	9,912	508	14,401	11,861	32,962	27,284	13,048	586,570
前年度比	17%	15%	5%	45%	-	1%	24%	56%	9%	-14%	19%	50%	-25%	-21%	25%	2%
1圏域あたり(件)	900	84	271	38	14	4,772	27	3	127	7	185	152	423	350	167	7,520
②うち時間外対応件数	3,961	271	1,105	136	32	15,158	95	24	592	25	614	582	1,262	734	770	25,361
前年度比	8%	-2%	4%	51%	-	6%	98%	300%	27%	25%	23%	13%	-26%	1%	1%	5%
1圏域あたり(件)	51	3	14	2	0	194	1	0	8	0	8	7	16	9	10	325
③相談対応実人数	25,440	2,119	5,977	1,192	832	27,742	411	51	758	232	2,938	992	5,255	21,459	4,973	-
前年度比	13%	12%	8%	28%	-	3%	22%	42%	11%	21%	37%	51%	-15%	-20%	45%	-
1圏域あたり(人)	326	27	77	15	11	356	5	1	10	3	38	13	67	275	64	-

※「総合相談支援」のうち「基本チェックリスト」は平成29年度から実施
 ※「うち時間外対応件数」とは、センターの開設時間外(休日、祝日を含む)に受付・対応した件数

2. 苦情件数(再掲)

	センター	えがおの窓口	サービス事業者	介護保険制度全般	その他	合計
延件数	56	26	41	2	6	131
実人数	52	25	41	2	6	126

3. 地域支え合い活動推進事業

	暫定訪問件数※1		コミュニティサポートグループ 育成支援事業				小地域支え合い連絡会				ICT見守り			
			開催数		参加職員数		開催数		参加人数		利用者数※2		電話確認数	
年度	30年度	前年度比	30年度	前年度比	30年度	前年度比	30年度	前年度比	30年度	前年度比	30年度	前年度比	30年度	前年度比
延べ件数	229	-32%	1,085	-27%	3,450	-	725	-11%	7,807	-35%	77	-29%	344	-25%
1圏域あたり	3	-	14	-	44	-	9	-	100	-	1	-	4	-

※1、※2は平成30年3月末時点の数値

4. 会議等

実施内容		平成30年度	前年度比	1圏域あたり
広報・啓発		233,709 件	-43.0%	2,996.3 件
地域ケア会議	開催数	293 件	20.6%	3.8 件
	参加人数	6,371 人	-4.8%	81.7 人
	(内訳)協議体開催数	134 件	21.8%	1.7 件
地域ケア会議打ち合わせ	開催数	400 件	0.0%	5.1 件
	参加人数	1,734 人	-17.8%	22.2 人
センター主催の会議等	開催数	1,227 件	-8.4%	15.7 件
	参加人数	17,373 人	2.1%	222.7 人
行政等主催の会議等	開催数	4,837 件	-10.2%	62.0 件
	参加人数	6,520 人	-10.3%	83.6 人
地域主催の会議等	開催数	6,017 件	-18.3%	77.1 件
	参加人数	8,923 人	-27.2%	114.4 人
ケアマネ等研修会	開催数	355 件	-16.5%	4.6 件
	参加人数	3,732 人	-13.1%	47.8 人
介護リフレッシュ教室	開催数	438 件	0.0%	5.6 件
	参加人数	4,182 人	-26.7%	53.6 人
運営推進会議	開催数	1,494 件	5.4%	19.2 件
	参加職員数	1,686 人	-	21.6 人
研修	開催数	2,891 件	-2.1%	37.1 件
	参加人数	4,853 人	-6.9%	62.2 人
居場所づくり型一般介護予防事業	履行確認数	138 件	-	1.8 件
	出務職員数	179 人	-	2.3 人
他機関との連絡調整	件数	83,269 件	8.3%	1067.6 件
緊急対応件数(事故対応等)	件数	155 件	11.5%	2.0 件

月別実績報告書 その1【資料1-1】

(平成30年度年間)

区番号:	01-09
区名:	全市

1. 相談対応実績件数及び人数

	総合相談支援				介護予防ケアマネジメント			権利擁護			包括的・継続的ケアマネジメント		困難事例対応	地域支え合い活動	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・退所相談	実態把握	介護保険外サービス	基本チェックリスト	介護予防ケアマネジメント	成年後見制度	措置	高齢者虐待	消費者被害	包括的・継続的ケアマネジメント	困難事例対応					
電話	41,732	4,213	8,848	1,150	152	217,715	1,091	156	5,485	307	9,225	6,944	8,552	4,020	7,468	317,058	
うち時間外対応	2,314	157	632	57	3	10,100	47	15	358	10	391	395	312	127	539	15,457	
来所	13,825	1,055	1,181	664	323	10,444	196	16	556	34	1,806	844	2,076	7,721	1,556	42,297	
うち時間外対応	920	64	66	24	9	429	10	1	46	1	88	37	37	274	77	2,083	
訪問	11,648	778	8,701	856	567	122,445	547	54	1,436	97	2,010	2,739	9,838	13,683	2,218	171,617	
うち時間外対応	529	30	334	34	20	3,665	21	6	81	6	56	104	188	287	84	5,445	
その他	3,029	515	2,431	298	21	21,624	279	40	2,435	70	1,360	1,334	12,496	1,860	1,806	49,598	
うち時間外対応	198	20	73	21	0	964	17	2	107	8	79	46	725	46	70	2,376	
合計	70,234	6,561	21,161	2,968	1,063	372,228	2,113	266	9,912	508	14,401	11,861	32,962	27,284	13,048	586,570	
うち時間外対応	3,961	271	1,105	136	32	15,158	95	24	592	25	614	582	1,262	734	770	25,361	
実人数	25,440	2,119	5,977	1,192	832	27,742	411	51	758	232	2,938	992	5,255	21,459	4,973	100,373	

2. 苦情件数(再掲)

	センター	えがおの窓口	サービス事業者	介護保険制度全般	その他	合計
延件数	56	26	41	2	6	131
実人数	52	25	41	2	6	126

3. 地域支え合い活動推進事業

暫定訪問世帯数 ※	コミュニティやサログループ育成支援事業		小地域支え合い連絡会		ICT見守り
	参加回数	参加職員数	開催数	参加者数	
229	1,085	3,450	725	7,807	344

※ SCSの暫定訪問世帯数はカウントしないでください。

4. その他

種類	管理数	うち新規数	うち継続数	うち委託数	委託数のうち新規数	総事業のサービスのみのみ	
						パンフ等配布数	予防給付
従来型	7,951	197	7,754	2,462	59	センター主催の会議等	1,227
簡易型	3,805	123	3,682	833	28	行政等主催の会議等	4,837
セルフ型	0	0	0	0	0	地域主催の会議等	6,017
介護予防支援	16,017	337	15,680	6,231	134	ケアマネ等研修会	355
対象人数	233,709	347,015	(内数)地域ケア会議リーフレット配布数	2,700	2,700	介護リフレクション教室	438
地域ネットワーク構築	4,722					運営推進会議	1,494
地域ケア会議	293	参加人数	6,371	(内数)協議体開催数	134	研修	2,891
地域ケア会議打ち合わせ	400	参加人数	1,734			居場所づくり型一般介護予防事業	138
						他機関との連絡調整	83,269
							緊急対応件数(事故対応等)
							件数
							155

セルは合計数ではなく、当該年度の3月の数値が入っています。



垂水区における地域ケア会議について【資料 1-1】

あんしんすこやかセンター圏域での地域ケア会議について

- 平成 26 年度 「舞子あんしんすこやかセンター」圏域でモデル開催
- 平成 27 年度 垂水区の全てのであんしんすこやかセンターで地域ケア会議を開催
地域の实情に応じて各センター年 2～8 回開催
- 平成 28 年度 のべ 45 回開催 地域の实情に応じて各センター年 2～8 回開催
- 平成 29 年度 のべ 34 回開催 地域の实情に応じて各センター年 2～6 回開催
- 平成 30 年度 のべ 38 回開催 地域の实情に応じて各センター年 2～6 回開催

【主な参加者】医師会、歯科医師会、薬剤師会、警察署、消防署、医療ソーシャルワーカー、
民生委員・児童委員、自治会、ふれあいのまちづくり協議会、社会福祉協議会
えがおの窓口、サービス事業者 等

【内 容】 地域ケア会議の意義や目的、地域の現状について参加者間で共有し、事例を
用いた支援内容の検討、認知症に関することや高齢者の居場所づくり等の地
域課題について話し合いを行っている。

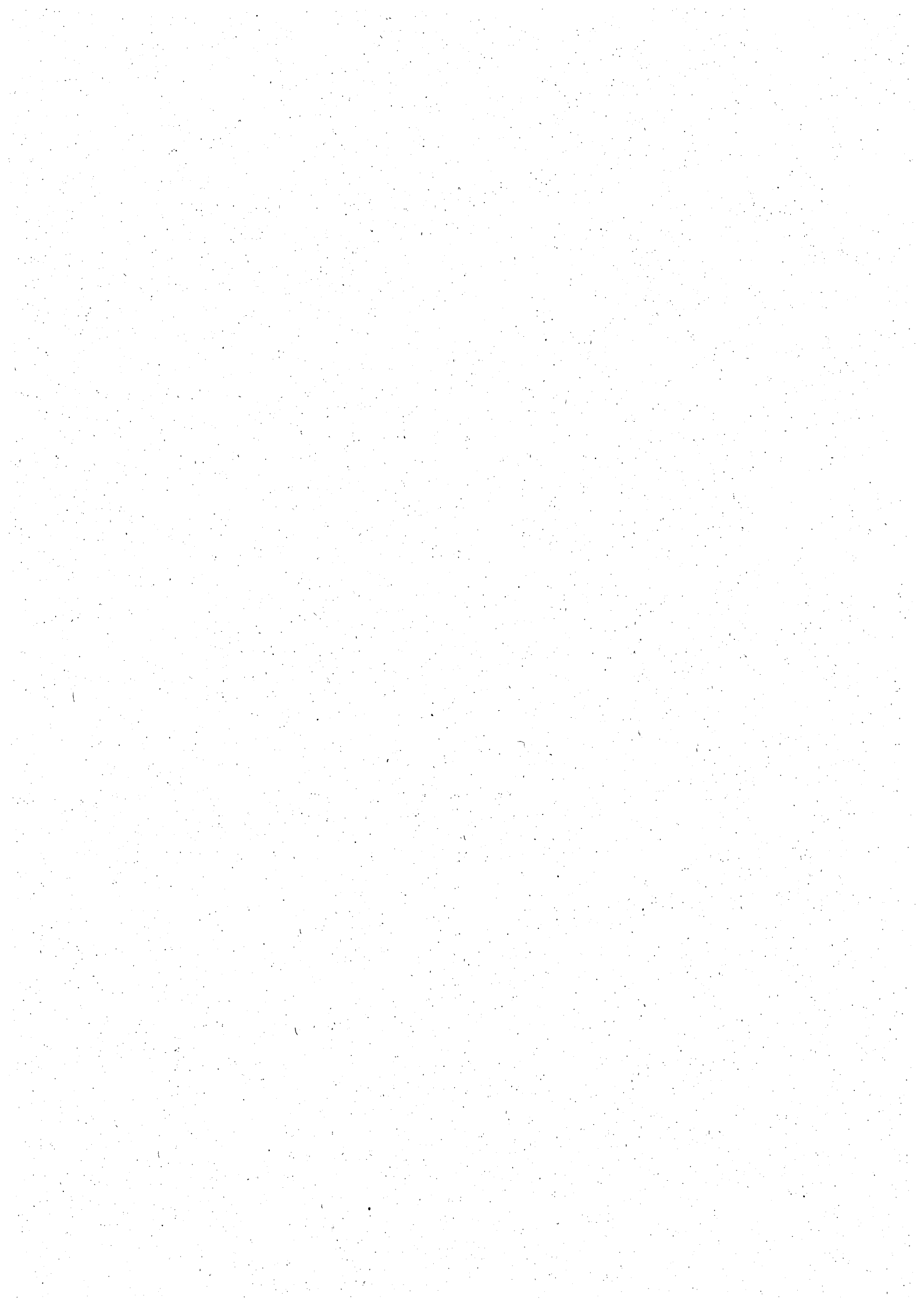
検討テーマ

- ・地域課題の共有と解決に向けて
- ・「高齢男性の集える場作り」の情報共有と不足している地域資源について
- ・個別事例の困り事に関する民生委員・関係機関との意見交換 等

垂水区地域ケア会議について

各あんしんすこやかセンター圏域の地域ケア会議で取りまとめられた区全体の課題等について検討し、区のネットワーク形成や資源開発を目指す。

- 平成 28 年度
開催日時：平成 29 年 1 月 20 日（金）13：30～15：30
内容：実践例の報告
- 平成 29 年度
開催日時：第 1 回目 平成 29 年 12 月 14 日（木）13：30～15：30
第 2 回目 平成 30 年 2 月 22 日（木）13：30～15：30
内容：高齢者のゴミ出し
- 平成 30 年度
開催日時：平成 31 年 2 月 21 日
内容：認知症
参加者：保健・医療・福祉の関係機関、行政機関、あんしんすこやかセンター、民生委員、ふれあいのまちづくり協議会、区社会福祉協議会等
- 平成 31 年度
内容：平成 30 年度の討議の結果を踏まえつつ、認知症になっても暮らせるまちづくりに
ついて で開催予定



平成30年度 あんしんすこやかセンター連絡会等の開催状況【資料1-2】

1. あんしんすこやかセンター連絡会（定例）

回数：1回／月（計12回）

出席者：各センターより1～2名の参加

内容：活動報告、区からの情報提供、各ワーキングチームの報告、情報交換、研修報告

2. 業務検討会ワーキング

●認知症ワーキング 合同計4回 家族交流会 計4回 ライフサポート 計6回

①認知症家族の交流会の開催 1回／年 11月21日(水)

内容：「認知症の介護、どうすればいい？～こんな時役立つ耳より情報～」(講義・交流会)

講師：講師：NPO法人エナガの会 木村 和弘氏

参加者 家族35名 本人5名

②垂水区認知症ライフサポート研修 2回／年

開催日：1回目H30年10月11日(木) 参加者46名

2回目H30年10月13日(土) 参加者38名

内容：「認知症ライフサポートモデルとは・それぞれの役割とチームケア」(講義・グループワーク)

③地域での「認知症高齢者声かけ訓練」の実施 区内 11箇所

④神戸市高齢者安心登録事業 登録者 194名

⑤認知症ケアパス「垂水区版」作成

●ケアマネ支援ワーキング 計7回

①ケアマネジャー研修の開催 1回／年 10月18日(金)

内容：「障害福祉サービスから介護保険へ 高齢障がい者への切れ目ない支援を考える」

(講義・グループワーク)

参加者85名 区内ケアマネジャー62名 障害者関係施設23名

講師：たるみみなみ障害者地域生活支援センター センター長 永井 俊広氏

②メディネットタイム情報更新

●地域ケア会議ワーキング 計7回

①区地域ケア会議 1回／年

H31年2月21日(木) 参加者60名

テーマ：「認知症になってもくらしていけるまちづくり～認知症をオープンに出来る地域～」

(講義・グループワーク)



平成 31 年度あんしんすこやかセンター事業計画書【資料 2】

センター番号 (2 桁) : 5 9

あんしんすこやかセンター名 : 桃山台あんしんすこやかセンター

平成 31 年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

1. 運営体制 (24 時間相談体制も含む) について

月曜～土曜の 9 時～17 時 30 分はあんしんすこやかセンター職員が対応する。夜間及び日中の職員不在時は、併設の特別養護老人ホームへ電話転送し対応する。夜間等の緊急時の連絡は、施設の宿直者、或いは夜勤の介護職員が対応し、必要に応じ、あんしんすこやかセンターの職員に連絡する。

2. 職員の配置について

保健師または看護師 1 名、社会福祉士 1 名、主任介護支援専門員 1 名、地域支え合い推進員 1 名を配置する。

3. 総合相談支援業務について

地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくために、高齢者や家族、地域住民からの相談を受け、どのような支援が必要かを把握し、適切なサービス、機関または制度の利用につなげていく等の支援を行う。

地域に開かれたセンターを目指し、センターの広報を継続する。

4. 権利擁護業務について

高齢者虐待の相談窓口であること、報告義務について周知し、虐待の早期発見・防止に努める。高齢者虐待対応の手引きに沿って、全職員が迅速に対応し、センター内や関係者間で連携して早期にそして継続的に支援する。

成年後見制度の啓発を行い、職員の説明力の向上を目指す。また、地域住民への認知度を上げるよう努める。必要性を感じたケースについては勧奨し利用につなげる。

消費者被害を未然に防ぐため、地域へ出向き広報を行い注意の意識を高める。関係者には、消費者被害の疑いのある情報を入手した場合にはセンターに報告してもらうよう周知する。

地域住民への広報には、寸劇を用いて視覚的に分かりやすいよう工夫する。

5. 包括的・継続的ケアマネジメント業務について

区内のセンターと協働で、関係者間の連携がより円滑に進むようネットワーク作りに取り組む。

関係機関、地域のインフォーマルサービス等の情報収集を幅広く行い、リストを作成する。情報は担当者を決め随時更新し、関係者からの問い合わせがあった際には最新の情報が提供できるようにする。

圏域全体の地域ケア会議を年 2 回開催し内容の充実を図り、他職種が連携できるような内容

を企画・運営する。事例検討会を中心に意見交換等を行い、連携しやすい関係を構築する。更に、ベルデ名谷地域での高齢者の困りごとについてのアンケートを実施する。その後、地域ケア会議を行い、ベルデ名谷地域住民と課題を共有する。また、困難事例等があった場合には、随時必要なメンバーを招集し個別の事例検討会を開催する。

近隣のセンターと共催で、介護支援専門員対象に集いや勉強会を開催する。

介護支援専門員からの相談があれば、共に考え側面的支援を行う。

6. 介護予防ケアマネジメント業務について

本人の生活環境・健康状態・生活機能低下リスク等を考慮した包括的なアセスメントを行う。自身でできることを活かし介護予防に取り組み、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援する。

毎月の地域の昼食会や喫茶、老人クラブの会合等に出向き、健康寿命の延伸に向けた取り組みができる介護予防の意識づけを行う。また、認知症関連や介護予防の寸劇を行い広報啓発する。サービス未利用者で継続的なフォローが必要な方を対象に定期的に電話や訪問等でフォローすることで早期に支援に繋がるようにする。

7. 地域支え合い活動推進事業について

高齢者が住み慣れた地域で住民同士の見守り・支え合いができるよう、神戸市・区の生活支援コーディネーター等と連携を図りながら、高齢化の進む地域を中心に新たな友愛訪問グループの立ち上げやコミュニティ作りの支援を行う。

また、ベルデ名谷地域の集いの場である「写経」「体操教室」の後援を行う。

地域住民と協働して「見守り活動」から「支え合い活動」へ発展させ、高齢者ができるだけ長く安心して生活できる地域づくりを目指す。

8. 認知症に関する取り組みについて

認知症サポーター養成講座を桃山台中学1年生対象・つつじが丘自治会対象・桃山台自治会対象・ベルデ名谷地域住民対象に開催する。また、下畑台小学校・つつじが丘小学校で開催できるように働きかける。

認知症高齢者声かけ訓練をつつじが丘（第8回）・桃山台（第5回）・ベルデ名谷住宅（第1回）で実施する。

介護リフレッシュ教室の内容や広報の仕方を工夫し、参加者の満足度アップを目指す。

自助グループ（介護家族の会「息抜きタイム」）の運営・開催の後援を行う。

神戸モデルについての広報啓発を行う。

9. 民生委員等地域との連携について

地域行事に参加するとともに、新たなコミュニティ作りの企画・運営の支援を行う。

民生委員及び地域支援者から地域資源の情報を収集・集約し地域へ還元する。

地域の連絡会等に参加し、高齢者の情報を収集・管理し、把握する。相談・通報に対しては、早期対応・早期解決に努める。

地域ケア会議へ参加してもらい、より連携しやすい関係作りを行う。

10. 医療機関との連携について

病院（医院）・歯科・薬局等の医療機関と積極的に連携し高齢者の心身状況に合った支援を行う。

地域ケア会議に医師や歯科医師、薬剤師・病院関係者・医療介護サポートセンター等に参加してもらい連携しやすい関係作りを行う。

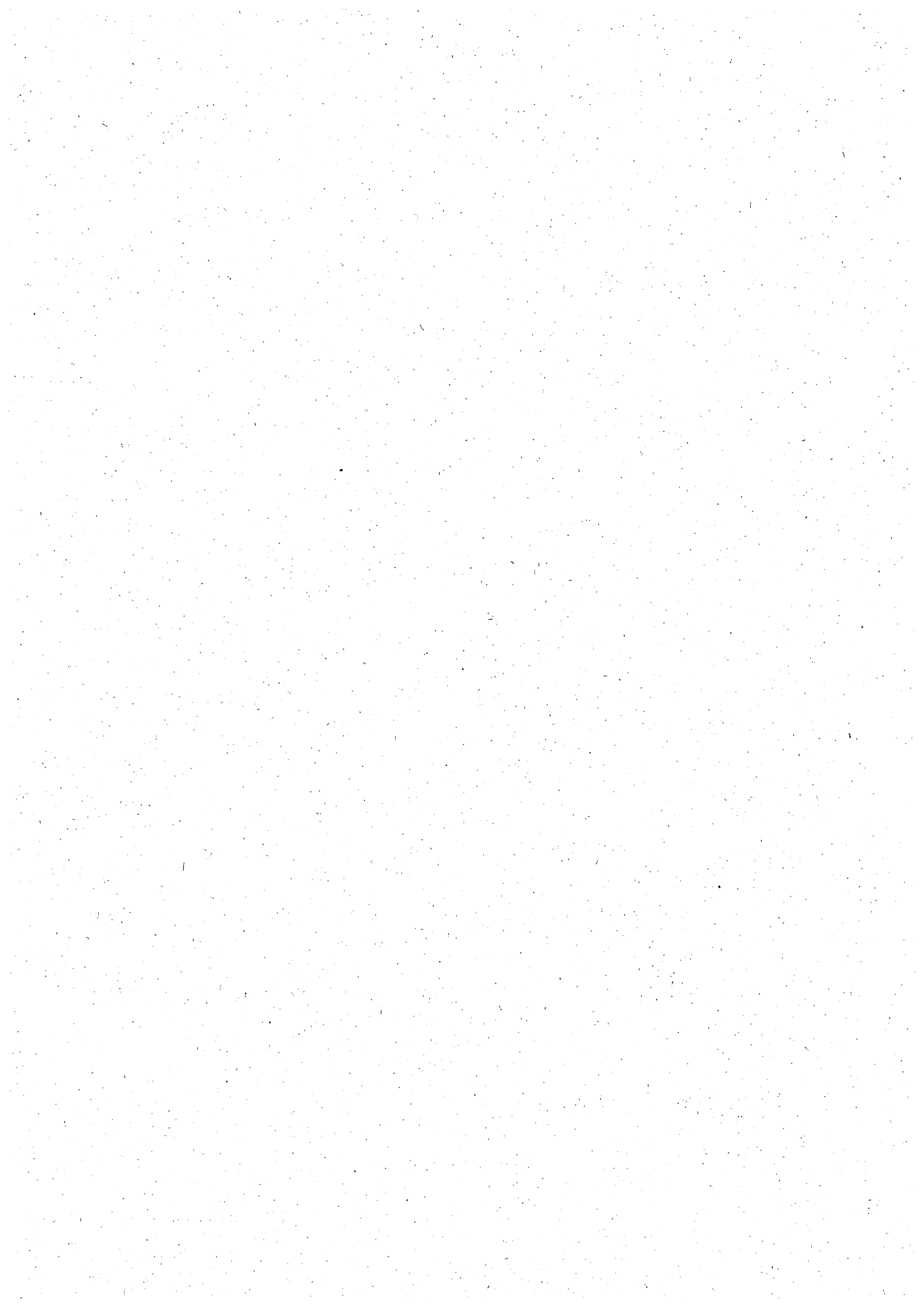
1 1. その他関係機関との連携について

フォーマル、インフォーマルに関係なくあらゆる機関との連携を図る。各地域のふれあいのまちづくり協議会や自治会、老人会等とこれまで以上に連携を強化する。

1 2. 公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

適切な情報提供を行い、ご利用者及びご家族の意思を尊重し、正当な理由なく特定のサービス種類やサービス事業者に偏りがないように努める。

要支援者が要介護者となり居宅介護支援事業所の選定の際には、ご利用者及びご家族の希望により選定してもらう。特に希望する事業所がない場合には一覧表を提示し、選定してもらう。



平成 31 年度あんしんすこやかセンター事業計画書【資料 2】

センター番号 (2 桁) : 60

あんしんすこやかセンター名 : 塩屋あんしんすこやかセンター

平成 31 年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

1. 運営体制 (24 時間相談体制も含む) について

地域における保健福祉の拠点として、常に公正中立な運営に心がけ、専門職が相互に連携しながら適切な支援を行う。

神戸市開催の研修にも積極的な参加を行う。そして、センター職員への伝達を行う。また、センター内で勉強会を開催し、毎朝のミーティングで情報共有や事例検討を行って、職員のスキルアップにつなげる。

個人情報保護については、神戸市個人情報取扱事務チェックリストを遵守し、定期的にチェック表により業務のチェックを行う。

営業日においてセンター職員が訪問等で不在となる際には、職員間で調整を図り、必ず 1 名は、事務所に所在するようにし、電話や来所による相談に対応できるよう努める。やむをえず不在となる場合には、携帯電話への転送対応を行う。また、祝日には営業し、必要に応じて土曜日・日曜日でも対応することで就労している家族が相談しやすいようにする。営業時間外の夜間や土曜日・日曜日でも、携帯電話への転送により介護相談等に対応できる体制を確保する。

2. 職員の配置について

主任介護支援専門員 1 名、看護師 1 名、社会福祉士 1 名、地域支え合い推進員 1 名の 4 職種を配置し、地域との連携を密にし、適切で迅速な対応が出来るようチームアプローチに努める。

介護予防支援業務においては、地域包括支援業務とバランスをとり、すべての業務が円滑に行えるよう、センター職員が担当するプラン数について配慮し、介護予防プラン作成担当職員を 1 名以上配置する。

3. 総合相談支援業務について

高齢者が地域で安心して生活が継続できるよう地域の生活課題を幅広く把握し、相談を受け、介護サービスにとどまらず、適切なサービス (インフォーマルを含む) ・関係機関・各種制度の利用に繋げていくよう支援し、各職種の専門性の向上に努める。その為には、社会資源情報を収集・更新して、情報を整理し、相談者等に対して迅速・的確な情報提供・支援が出来るようにする。

また、地域の情報を収集できるよう、地域活動への参加や行政・主治医等医療関係者・民生委員・ふれあいのまちづくり協議会・自治会・サービス提供機関・専門相談機関等と連携を密にする。必要に応じ、また緊急性を判断して民生委員と同行訪問等を行い、実態把握等を適切に行うようにする。

4. 権利擁護業務について

成年後見制度や地域福祉権利擁護事業について理解を深め、虐待や消費者被害が防止できるよう地域の民生委員や関係機関との連携を図り、必要に応じてカンファレンス等を開催して、迅速に適切な問題解決が出来るよう努める。

神戸市高齢者虐待防止の手引きの内容を遵守し、区への報告、迅速な実態把握、コアメンバー会議の開催による関係者との情報及び対応方針の共有、緊急度に応じた対応を関係機関と連携しながら行っていく。

地域住民や関係機関に対して、高齢者虐待防止や権利擁護、消費者被害防止について啓発を行う。また、地域ケア連絡会や高齢者の集いの場において消費者被害情報を情報提供し、啓発する。センター職員に対しては、年2回以上高齢者虐待防止研修を実施する。

5. 包括的・継続的ケアマネジメント業務について

地域の関係機関との連携を密に出来るよう、地域ケア会議や地域ケア連絡会を開催して、地域の医療関係者や民生委員、ふれあいのまちづくり協議会、自治会、集いの場のボランティア、サービス提供機関、介護支援専門員が参加できるようにする。

地域の介護支援専門員の個別の相談にも対応し、処遇困難事例に関しては、必要に応じて同行訪問等で対応する。垂水区のあんしんすこやかセンターが合同で、介護支援専門員を対象とする研修会を開催する。

介護支援専門員対象の交流会をかねた勉強会を年1回開催し、介護支援専門員のもつ課題解決に向けて支援する。

地域ケア会議では、地域ケア会議の5つの機能に基づき、必要に応じて個別課題解決の為の実事例に関する地域ケア会議の開催をする。また、ふれあいのまちづくり協議会単位で地域の課題についての地域ケア会議を行う。

6. 介護予防ケアマネジメント業務について

地域の高齢者に対し、「塩屋いきいき体操」をツールとして介護予防の啓発を行う。

介護予防ケアマネジメント業務に関しては、包括的なアセスメントを行い、利用者が主体的に関わり、介護予防に関する具体的な生活目標をもって生活できるようなケアプランの作成に努める。

委託事業者への適切な介護予防ケアマネジメント業務について助言を行い、センターが責任を持って、介護予防支援業務を担っていく。

7. 地域支え合い活動推進事業について

民生委員と個別に面談して、地域の情報や高齢者についての情報交換を行うとともに、民生委員からの個別の相談に応じる。

小地域支え合い連絡会を年3回開催し、地域の高齢者の情報や地域の情報について情報交換する。

コミュニティサポートグループ育成支援事業について、昨年度も支援してきた2団体に対して今年度も継続して支援を行う。すでに支援を終了したグループや独自で行っているグループに対しても積極的に把握を行い、必要に応じて相談、支援をする。

地域で開催しているふれあい給食会やふれあい喫茶、その他集いの場を訪問して地域の情報や高齢者の情報を収集する。

事業者見守りに登録している協力事業者との連携に努める。

垂水区のあんしんすこやかセンターが発行する「ニコニコはあと」を地域の集いの場等を訪問して高齢者に生活情報等を提供する。

8. 認知症に関する取り組みについて

垂水区で開催している認知症家族の交流会への参加を呼びかけるとともに、介護リフレッシュ教室を年6回開催する。

認知症神戸モデルを地域に広報する。

認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けられるために、認知症の予防と早期発見の啓発を行う。また、「認知症の早期発見」をテーマにした地域ケア会議を塩屋ふれあいのまちづくり協議会、塩屋北ふれあいのまちづくり協議会それぞれの地域で開催する。

9. 民生委員等地域との連携について

民生委員や友愛訪問ボランティアグループとの連携を図りながら、地域行事の参加や支援、地域ケア会議への参加を通して地域との連携を図る。

民生委員や地域からの相談に迅速に対応し、必要時同行訪問等を行って、実態把握を行い、対応内容や今後の方針について情報提供のあった民生委員と情報の共有を図る。

塩屋北ふれあいのまちづくり協議会が取り組んでいる災害時要援護者支援・防災訓練、空き家対策等に参加して、地域の情報を収集するとともに、センターとして可能な範囲で協力する。

センターが活動できていない地域の自治会等にはたらきかけて、センターの広報や啓発が出来るよう努める。

地域密着型介護サービス事業所が開催する運営推進会議に参加して、適正な運営に向けての意見や助言が発信できるようにする。

10. 医療機関との連携について

地域の医療機関との交流の機会を持てるよう地域ケア会議への参加を呼びかけ、地域と他の機関とも連携できるようにする。

常日頃から高齢者の健康管理や急変時の対応ができるよう、主治医へのケアプランの送付や面談を通して、連携を密にしておく。

主治医との連絡については、垂水区あんしんすこやかセンターと垂水区医師会等が協力して作成したメディネットタイムを活用し、センター職員や介護支援専門員等が医療機関と円滑に連携が取れるようにする。

入院時においては、医療機関への情報提供、退院時においては、在宅での生活に対する相談や調整の為の退院時カンファレンスへの参加等を通して連携を図る。

地域ケア会議で多職種参加型模擬事例検討会を開催し、医療機関からの参加を依頼し、地域関係者との連携を図る。

介護医療サポートセンターとの連携を通して、医師・歯科医師・薬剤師等との連携を強固なものにしていく。

11. その他関係機関との連携について

介護保険関連にとどまらず、相談内容に応じて行政を含めた相談窓口・ボランティア等との連携に努め、総合相談窓口としての役割が果たせるように努める。

12. 公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

高齢者本人・家族の意向を尊重し、相談に対しては迅速で、適切な対応に努める。サービスが必要な場合には、利用者及び家族の意向を確認した上で、サービス提供事業者を複数紹介し、パンフレット等を活用して利用者及び家族が意思決定できるような説明や援助を行う。

特定の事業者や機関に偏ることなく、地域の多機関と連携し、地域の生活課題の把握や問題解決に努める。

以上

平成 31 年度あんしんすこやかセンター事業計画書【資料 2】

センター番号（2桁）： 61

あんしんすこやかセンター名： 東垂水あんしんすこやかセンター

平成 31 年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

1. 運営体制（24時間相談体制も含む）について

要援護者もしくは要援護者となる恐れのある高齢者または家族などへの対応として、24 時間体制で取り組みます。具体的には、センターでは担当者の勤務を 8 時から 18 時とし、相談者がいつ窓口に来られても対応できるようにしています。18.時から翌朝 8 時においては、併設の施設の事務員または宿直職員が電話対応します。土・日曜日、祝日、年末年始も交代で勤務しています。緊急時や対応困難な場合には、センターの運営管理者に連絡、必要時は各担当職員に直接連絡をとれる体制を整えています。個人ケースや各種相談受理したケースについては、誰もが確認しやすいように整理を行いセンター内で情報共有しています。今後も緊急度に応じ迅速かつ適切な対応をし、公正・中立の立場を遵守しながら事業運営を行っていきます。

2. 職員の配置について

センター職員は、①保健師 2 名、②社会福祉士 2 名、③主任介護支援専門員 2 名、④地域支え合い推進員 2 名・SCS 1 名、⑤プランナー 1 名を配置し常勤としています。センター業務の質を向上させるために各種研修に参加し、センター内で復講研修を行っています。センター内での勉強会も計画・開催しており、各職員の資質向上・自己研鑽に努めています。定期的で開催される施設内勉強会にも参加しています。

3. 総合相談支援業務について

保健・医療・福祉等の専門職やボランティア等の様々な関係者が各々の能力を生かしながら相互に連携することにより、介護サービス、医療サービス、ボランティア活動、近隣住民同士の助け合いまで、地域の様々な社会資源を活用した継続的かつ包括的ケアが行われるよう総合的な相談・支援を行います。地域団体等にセンターの役割を周知され、早期に相談が入ってくるような体制を構築していきます。また地域住民にもセンターが相談窓口であることが理解できるように地域の行事などを通じて広報できるよう努めていきます。職員が各種相談に対し緊急性の判断、必要な関係者との連携がスムーズにできるように面接技術の向上を目指します。

4. 権利擁護業務について

社会福祉士を中心に地域の居宅介護支援事業所・サービス提供事業所や民生委員等の関係機関と連携を図り、地域高齢者の情報収集に努め、消費者被害の実態把握を行ないます。神戸市内の消費者被害については、チラシ等を作成し定期的に地域住民へ情報提供を行ないます。特に圏域内での被害については情報が入り次第、迅速にチラシを用い発生地域周辺を重点的に注意喚起を行ないます。また、地域の給食会や集いの場等に参加し、被害状況について適時に、レクリエーションやチラシを用いわかり易く伝えて、身近に起こりうる事と認識してもらいます。

成年後見制度・日常生活自立支援事業に対する啓発活動についても、民生委員の定例会や給食会等において積極的に行っていきます。

虐待(消費者被害)ケース発見及び通報時、速やかに実態把握、情報収集に努め、関係機関との連携・センター内で情報共有を行い、役割分担しながら対応します。また地域の定例会や給食会、サロンなどの高齢者の集いの場に参加し、あんしんすこやかセンターへ早期に相談して頂けるよう、地域住民に対して虐待の防止及び早期発見を目指すための広報啓発を行います。

5. 包括的・継続的ケアマネジメント業務について

地域の居宅介護支援事業所やサービス事業所・民生委員など関係団体、医療機関と一緒に集う地域ケア会議は、連携の体制づくり、ネットワーク構築の基盤となっているため継続します。小学校区の単位で地域ケア会議を開催し、積極的に参加して頂き、地域の課題に対してともに考え、共有できるようにします。地域の課題として共有できるような事例を取り上げ、個別ケースの地域ケア会議を開催し、地域の課題に対する解決策を考えられるよう進めていきます。昨年度、各居宅支援事業所を訪問した際に、事例検討会の開催の要望があったため、実現に向けて開催を計画していきます。企画の段階から居宅介護支援事業所に所属する介護支援専門員に参加を呼びかけ、地域の介護支援専門員が主体となって事例検討会が開催できるようにしていきます。

介護支援専門員の集まりの場であるケアマネの集いは引き続き開催し、「集い」を通して地域の介護支援専門員同士の連携、またはスキルアップに繋げる事ができる様に支援をしていきます。

地域の介護支援専門員が抱える処遇困難事例については、相談内容に応じ情報提供や同行訪問、関係機関に対し協力を得ることで問題の改善・解決に繋げ、その後も経過を定期的に確認します。

6. 介護予防ケアマネジメント業務について

心身機能を軸に、社会的関係の築き方の状況や取り巻く諸環境等をおさえながら、介護保険サービスにとどまらず、介護が必要な状態になることを予防する為に、センター職員が地域に出向き、地域のアセスメントを行ない、インフォーマルサービスを発掘、活用していきます。必要に応じて、地域に合った介護予防の取り組みを行ないます。

そして、個々の生活機能向上を把握し、適切な評価・見直しを行うことで、本人がより主体性を持って活発に地域で生活が継続できることを目指し、サービスが包括的・効果的に提供されるよう支援します。

7. 地域支え合い活動推進事業について

地域で暮らす高齢者へ適切な情報提供に向けて、地域にあるインフォーマル資源の整理・実態把握を行います。また住民同士が支えあえる体制づくりに向けて、地域に不足しているインフォーマル資源について地域課題として住民と共有する機会を持ち、住民の主体性へつなげていきます。H30年度に高丸地域で立ちあがったふれあい喫茶に対し、H31年度も継続してコミサポとして支援を行ない、地域への定着を図ります。既存の地域のつどいの開催状況の確認を行ないつつ、必要時支援を行い、今後も継続していけるよう担い手の育成等について主催者との話しあいを行います。

平成29年度より、福田地域において住民主体で実施できるよう支援していた介護予防教室が、今年度よりコミサポに移行することが決定しており、今後も継続的に支援を続けていきます。

8. 認知症に関する取り組みについて

できるだけ早い段階から認知症の方やその家族にかかわり、支援していくため地域における医療・介護の連携を進めていきます。また、地域の方の認知症への理解を深める為認知症サポーター養成講座の推進や、ライフサポート研修、認知症声かけ訓練、神戸モデルの啓発を行っていきます。特に声かけ訓練に関しては、地域主体で定着した催しとなるよう働きかけていきます。

地域ケア会議を通して、H30年度に高丸地域で実施した高齢者と子供の交流の場を、今年度も継続していくよう働きかけていきます。

9. 民生委員等地域との連携について

地域の連絡会や行事に積極的に参加し、民生委員をはじめとするふれあいのまちづくり協議会等との関係維持に努めます。これまで顔合わせを行った自治会や地域団体との関係性を深め、支援が必要な高齢者の早期発見に向けた取り組みを共に考えます。今後も引き続き、小地域支え合い連絡会など小地域ごとの支援者が集まる機会を企画し、地域支援者同士が上手く繋がり、個々の負担が軽減し、地域全体で高齢者を支えられる様支援していきます。

10. 医療機関との連携について

地域の医療機関にセンターの役割（地域の総合相談窓口）を理解してもらうように努めます。医療機関への個別訪問を今後も定期的に行い、信頼関係を保ち続けることができるようにしていきます。個別ケースについては必要に応じ直接医療機関へ伺い、現在の状況及び予後について医学的見地からの情報を収集し、身体状況や利用者を取り巻く環境等を伝え共有し、介護予防支援計画に生かしていくと共に関係を強化し、高齢者が医療を受けながら住み慣れた地域で在宅生活が続けられるよう、連携を図りながらサービスが円滑に提供されるよう支援します。

また引き続きセンターが主催する地域ケア会議（個別事例の検討・課題解決に向けた話し合いや地域課題などを話し合う場）において、医師・歯科医師・薬剤師等と連携し、協働できるよう働きかけを行っていきます。

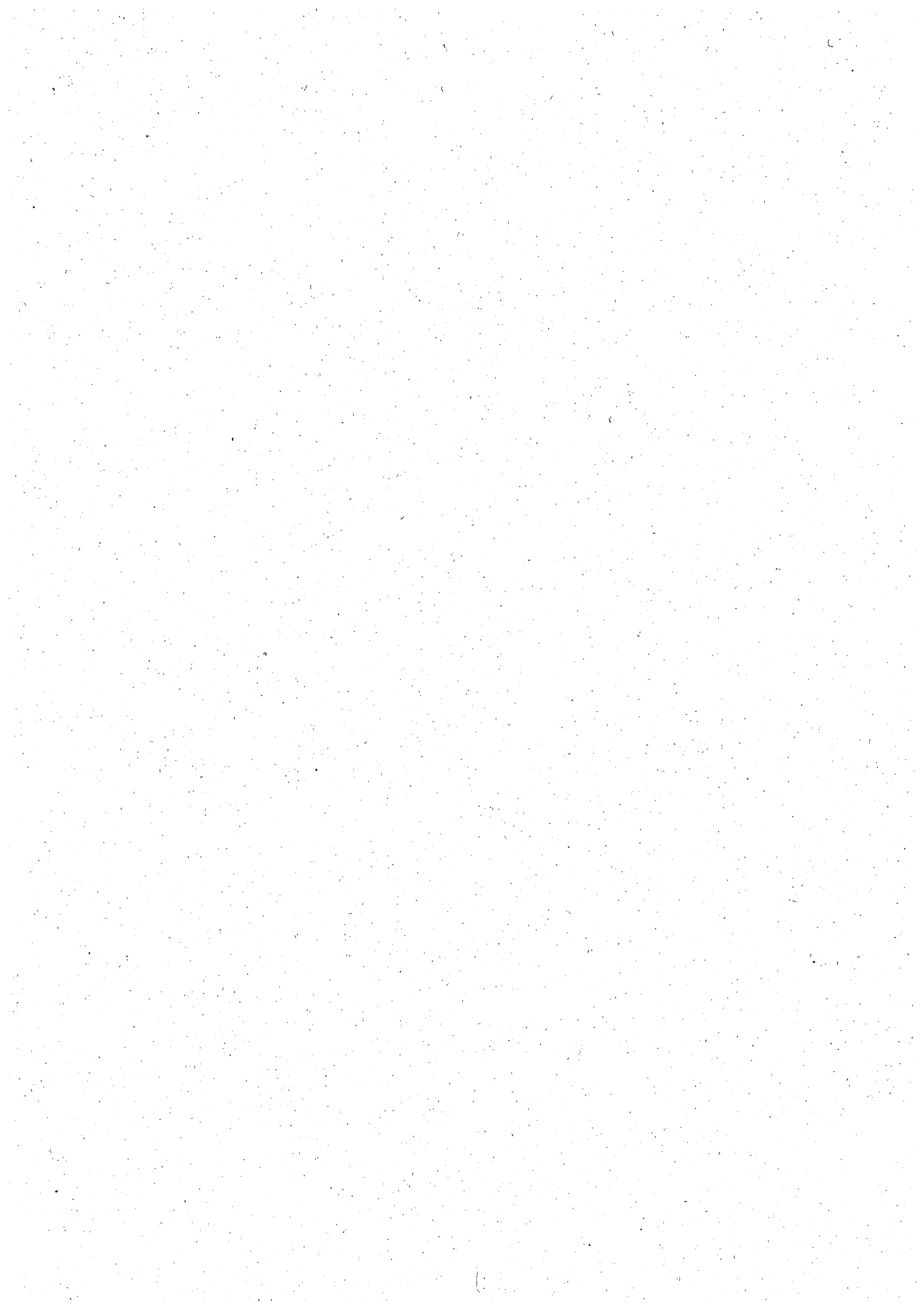
11. その他関係機関との連携について

センターが円滑かつ効率的に事業内容を推進し、サービスが有機的に提供できるように行政、その他の保健・医療・福祉関係（居宅介護支援事業所・サービス事業者）機関や地域の関連団体（ふれあいのまちづくり協議会・婦人会・自治会・老人会等）、医療介護サポートセンターと協働します。また地域ケア会議を活用し、地域の課題を共通認識し、各関係機関と共に取り組み、地域包括ケアを目指していきます。

12. 公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

センターの運営にあたっては、提供されるサービスが、正当な理由なく特定の種類又は特定のサービス事業者に偏ることがないように、センター内で定期的に確認します。

要支援者が要介護状態となった場合、利用者・家族の意向を確認し、希望する居宅介護支援事業所を選定してもらいます。特に希望する事業所がない場合は居宅介護支援事業所リストを提示し選択してもらい、特定の事業所に偏ることがないように留意していきます。



平成 31 年度あんしんすこやかセンター事業計画書【資料 2】

センター番号 (2 桁) : 62

あんしんすこやかセンター名 : 垂水名谷あんしんすこやかセンター

平成 31 年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

1. 運営体制 (24 時間相談体制も含む) について

- ・ 同一法人の運営する特別養護老人ホームの 24 時間体制機能を活かして、日祝日夜間も含めた 24 時間相談を確実に受け付け、また迅速に対応出来る様に主たる対応者への連絡系統を文章で明確化し、職員にも連絡網を配布し周知を図る。
- ・ 夜間相談の可能性や緊急性が高い利用者 (単身・老老世帯者等) の緊急連絡先の確認を行い、緊急時の体制を図る。
- ・ 担当者不在の場合でも対応出来る様、4 職種で常日頃からミーティング等で情報共有を行なうと共に専門職種としてのそれぞれの経験や知識を活かしたチームアプローチの観点で業務を遂行する体制を取る。
- ・ 法人内の定期的な管理者会議を通じて、報告・連絡・相談体制の充実を図り、困難事例を含め課題・目標に対して組織的に取り組む。

2. 職員の配置について

- ・ 資格・職歴・経験年数等を十分に考慮し、地域包括支援センター業務に適した職員配置をすると共に、それぞれの職員において社内研修や社外研修への参加・またセンター内で復講研修を行うことで資質向上・技術を磨く為の取り組みを積極的に行っていく。
- ・ 地域包括業務、予防支援業務の充実を図るべく、保健師、看護師、社会福祉士、主任介護支援専門員、地域支え合い推進員に加え、介護支援専門員 (予防業務プランナー) と事務員の配置。また必要な職員の増員を適宜行っていく。

3. 総合相談支援業務について

- ① 初期段階での相談対応及び専門的・継続的相談支援を行なう。高齢者や家族・民生委員、近隣住民等からの介護全般の相談に対応する。また入院や入所、退院や退所に対する相談対応を行う。
 - ・ 土曜日を含め、電話相談だけでなく、急な来訪者にも対応できるように 1 名以上のセンター職員を在室できるように体制をとる。
 - ・ 電話や来所等での相談に対して当日または、翌朝にはセンター職員で情報共有し、緊急性や必要な情報を判断し方向性を検討しながら対応する。
 - ・ 既存の支援者や近隣とのネットワークを活用し、高齢者世帯への戸別訪問や近隣住民からの情報収集等により、高齢者の心身の状況や家族の状況等について実態把握を行う。
 - ・ 本人・家族・近隣住民等からのさまざまな相談を受けて、その内容に即したサービスや制度に関する情報提供を行うために、ゆっくりとわかりやすい言葉で説明することを心がける。

- ・あんしんすこやかルームでは、民生委員や自治会等との関係者との連携を図り、見守り体制の構築を維持し必要時センター職員へ連絡することで相談窓口としての機能を持つ。
- ・地域行事に参加や関係機関への訪問により、相談会の実施や関係者との顔の見える関係づくりを継続し、問題の早期対応に努める。
- ・地域で開催される夏祭りや中学校での文化祭にセンターの広報と認知症広報啓発の相談窓口の機会を設け、多世代の地域住民に啓発活動を行う。

4. 権利擁護業務について

①権利擁護全般

- ・地域の住民や民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない困難な状況にある高齢者が安心して尊厳のある生活ができるよう専門的・継続的に支援を行う。

②成年後見制度・福祉サービス援助事業の活用促進

- ・高齢者の判断能力の状況等を把握し、成年後見制度の利用が必要なケースであれば、申し立てが速やかに行えるよう支援する。成年後見市長申し立て制度が円滑に利用できるように、区保健センターへ相談、連携する。また、成年後見制度を普及させる為にパンフレット等活用し給食会や地域ケア会議等を通じて広報啓発を行う。

③高齢者虐待への対応

- ・地域住民に対して、高齢者虐待・認知症に関する正しい知識の理解を周知するためにパンフレット等を用いて地域行事で啓発する。又、高齢者に関わる関係機関・地域の支援者、法人職員に対しても、地域ケア会議や行政主催の研修を通じて、高齢者虐待防止の基本的視点、相談・通報について周知を図り、早期発見・見守りネットワークの構築に努める。
- ・相談窓口としてあんしんすこやかセンターの周知徹底や介護リフレッシュ教室への参加を促す。
- ・虐待の相談・通報・届出を受理した場合、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援などに関する法律」や、「神戸市高齢者虐待対応の手引き」を遵守し、センターで組織的に判断、区保健センターへ即時報告し、各関係機関と連携を図る。原則、複数のセンター職員が訪問による事実確認を行い、区と支援計画を策定しながら状況に即した適切な対応を取る。

④困難事例への対応

- ・高齢者やその家庭に重層的に課題が存在している場合や高齢者自身が支援を拒否している場合等の支援の困難事例を把握した際には、センター職員が相互に連携を図り、4職種で対応を検討し、居宅介護支援事業者やサービス提供者や地域住民、区保健センター等関係機関とのネットワークを活用・協力を得ながら支援方針や善処策を検討し見守り等必要な支援を行う。

⑤消費者被害の防止

- ・訪問販売によるリフォーム業者などからの消費者被害を未然に防止するため、介護保険課や神戸市生活情報センターからの情報を民生委員、介護支援専門員、訪問介護員等と情報交換をする。
- ・住民や関係機関から被害報告の相談を受けた場合、神戸市消費生活センターへ相談し、家族や支援者とも協議しながら役割分担し対応する。また神戸市へも報告を行う。
- ・給食会や地域行事等で被害情報を匿名化し地域住民へ注意・啓発活動を行う。

5. 包括的・継続的ケアマネジメント業務について

①地域ケア会議を開催し地域の強みや課題を情報共有する。それぞれの困りごとやテーマを持ち寄り地域住民や関係機関と地域課題を共有しそれぞれの立場で出来ることを話しあい「顔の見える関係」「個別課題の検討機会」「ネットワーク構築」「地域づくり」「地域課題を共有・検討機会」の場づくりを行う。

- ・地域の介護支援専門員から相談を受けやすいよう、又介護支援専門員同士が情報交換を図れるよう、他のセンターと共催でケアマネの集いを開催して、勉強会や情報収集が出来る環境づくりを図る。集約した意見は、新たな企画や区開催の研修開催等へ繋げる。
- ・地域の介護支援専門員が、介護保険サービス以外の地域における様々な社会資源を活用できるよう、区内センターで作成したリストを配布する。
- ・介護予防プランを通じて日常的個別的相談助言を行う。
- ・地域の事業所間の連携を図るため連絡会を開催し、民生委員等の地域支援者、えがおの窓口、サービス事業所、医療機関等、その他関係者が集い、顔の見える関係・検討機会・情報交換会の場づくりを行う。

②サービス提供事業者等について

- ・エリア内連絡会の開催や事業所が主催の「事業者連絡会」へ必要時に参加し、行政や地域からの情報や課題を共有する機会を持ち、地域での暮らしを共に考え住みよいまちづくりに取り組む対応を求めていく。
- ・小規模多機能居宅介護やグループホーム、特養、デイサービスへの運営推進会議に参画し、地域に密着したより良いサービスになる様に、また地域に開かれ地域住民の理解・協力が得られる様に関わりを持つ。

③地域における介護支援専門員のネットワークの活用、指導・助言

- ・地域の介護支援専門員の個別相談を受けやすくし、委託業務などを通じ日常的な業務の円滑な実施を支援する。また他のセンターと共催でケアマネの集いを開催して、勉強会や情報収集が出来る環境づくりを図る。必要時地域ケア会議への出席や区主催の他職種事例検討会を通じ介護支援専門員相互の情報交換などを行う場を設定する。それにより介護支援専門員のネットワークが構築されその活用を図る。
- ・地域の介護支援専門員が抱える支援困難事例について、適宜、地域包括支援センターの各専門職や地域の関係者、関係機関との連携の下、具体的な支援方針を検討し、指導助言等を行う。

6. 介護予防ケアマネジメント業務について

- ・給食会やモーニング喫茶に定期参加することで高齢者から直接相談を受けやすい「顔の見える関係」の場をもつ。また、介護予防教室等の開催の機会とする。
- ・個々の高齢者の心身の状況や生活環境に応じた総合的かつ効果的な本人の視点に立ったケアプランとして高齢者自身が「自分のもの」と認識できるマイケアプランを作成するとともに、サービスの提供を確保し、状態が改善されたか目標の達成状況の評価を行い、必要に応じてケアプランの変更を行う。
- ・要介護認定・総合事業で非該当の為サービスの利用が出来なくなった高齢者の情報が居宅介護支援事業所から提供された場合、地域での見守り希望の有無について情報提供が得られる様に、情報共有を行い必要時に継続的な支援を行えるよう情報の整理を行う。
- ・地域福祉センターなどの域行事に参加し、日頃からふれまちや民生委員・友愛訪問ボランティアとの関係作りを行い高齢者の相談など実態が把握しやすい関係がある。

7. 地域支え合い活動推進事業について

あんしんすこやかセンターを中心として、民生委員等と顔の見える関係作りを維持し、個々の見守りから地域住民同士で見守り支え合う体制を推進していく。

- ・高齢者等が、地域の中で、安心して生きがいを持って生活することができるよう、常に担当地域の現状と課題について意識し、「居場所・活動の場づくり」を支援し、継続的に住民が主体となったコミュニティ育成の支援を行なう。
- ・ふれまちや民生委員主催の各給食会、あんしんすこやかルーム横集会所における『にこにこ体操』『食堂・神和台』などコミサボや各種クラブ活動等への支援。
- ・住民主体のカフェ『ふれあいプラザ陽だまり』『かふえシャベール』『神和台さわやかサロン』『サロンつむぎ』『7丁目クラブ』『ちどりの和』『高丸の和』へ参加等各コミュニティグループの活動状況の情報把握、共有・顔の見える関係、交流を図れる場づくりとして、継続支援を行う。
- ・男性の集いの場やカフェのない地域に対して住民からの声を元に立ち上げ支援を行う
- ・生活支援サポーター・地域の支援者等と地域のニーズを繋げ集いの場の新しいコミュニティづくり支援を行い増やす。

8. 認知症に関する取り組みについて

認知症地域資源ネットワーク構築

- ・地域に住む認知症高齢者やその家族への理解を広め暖かく見守れる地域づくり、また深める事により認知症になっても安心して住み続けられる地域づくりを目指す。
- ・地域のマンパワーや拠点などの「地域資源」をネットワーク化して有効な支援を行う体制の構築を図る。そのために神戸市・垂水区保健センター、垂水区社会福祉協議会、介護医療サポートセンターや区内あんしんすこやかセンターと協働し、地域支援者や主治医・認知症サポート医等の医療機関、各関係者とも連携を図りながら、認知症サポーター養成講座の開催、育成された認知症サポーターの活動の場を介護リフレッシュ教室等での提供、『垂水区認知症家族の交流会』や認知症理解の啓発研修の企画運営『認知症高齢者声かけ訓練』『神戸市安心登録事業』を通じた徘徊SOSネットワーク作りを実施する。

①圏域内で認知症高齢者声掛け模擬訓練を繰り返し実施することで認知症への理解を促進する。

・24年度に開催した上高丸ふれまちエリアにて開催予定

②認知症についての理解を広く地域へ理解促進させるために地域住民が参加しやすい場所（各地域福祉センターや集会所・法人施設等）を利用して『認知症サポーター養成講座』開催の充実を図る。

・中学2年生を対象にトライやるウィークの事前学習の位置付けで行う。

・P T Aや地域のスーパー、集いの場などでも認知症サポーター養成講座ステップアップ講座の開催をする

③異世代への理解促進の為、夏祭りや文化祭に参加しチラシの配布をする。また文化祭へ出展し認知症について分かりやすく伝える機会を持つ。

④『神戸市高齢者安心登録事業』の制度を居宅介護支援事業所等に広報啓発することで登録数を増し高齢者が住みやすい地域を作る

⑤認知症で困っている地域で地域ケア会議を開催し事例を通して対象者を包括的に支えられるよう、地域住民や関係機関と話し合いの場をもつ

9. 民生委員等地域との連携について

①地域見守り活動の支援

・単身高齢者世帯・老老世帯の情報管理などの収集管理を行う。

・民生委員・児童委員協議会と連携し、小地域支え合い連絡会の開催運営を行い、民生委員と地域の高齢者の情報を交換・共有し、特に対応困難な事例などについては、お互い協力しながら積極的に支援し関わりを担う。

・地域住民や家族、地域の介護支援専門員等からの相談に応じ、介護保険サービス、総合事業、介護保険外サービス、障害者福祉施策、生活保護制度等の公的福祉サービスとの調整支援を行う。

・地域での給食会やモーニング喫茶等に参加し情報収集を行ない、問題を地域の支援者と共有し課題解決支援を行う。喫茶や給食会等で気軽に相談できる機会の場を設ける。地域支え合い推進員を中心に、自治会主催の茶話会継続支援、市営住宅でのコミュニティサポートグループ（友愛訪問活動グループ）の発足支援（催し物の紹介やセンター職員による勉強会）を行い、コミュニティ支援を行う。

・『住民主体訪問サービス』『要援護者支援』の定例会に参加し助言アドバイスや対象者の紹介を行い支援する

②相談・通報対応

・相談・通報があった場合は、センター職員・地域支え合い推進員（SCS含む）は民生委員と連絡を取り合い、内容を十分に把握し民生委員や他の職員と訪問を行い、対象者への支援が必要と思われる場合、内容に合わせて、家族や関係機関等に引き継ぐ。

・緊急時は家族や垂水区保健センター、垂水区社会福祉協議会等と連携をとりながら、必要に応じて緊急時の対応を行う。

③暫定的・一時的の訪問活動

- ・民生委員からや新たに見守りが必要な単身高齢者等を把握した場合は、介護保険など公的福祉サービスに繋ぐまでの間、地域の民生委員・友愛訪問ボランティア等と協力してや暫定的に訪問活動を行う。

④生活情報提供等

- ・地域支え合い推進員は、垂水区社会福祉協議会と連携を取りながら、区内の推進員等と輪番制で定期的に高齢者向けの生活情報紙として『ニコニコはあと』を2ヶ月に1度発行する。また発行の間はセンターで行政等から配布される情報の中から興味関心、必要な情報の配布等を行い介護予防・認知症についての啓発を行う。
- ・配布は、地域支え合い推進員の高齢者宅訪問時や民生委員を通じて行う他に小地域見守り連絡会やふれあい給食会・モーニング喫茶等の地域行事において行う。地域福祉センター等の施設にも配布する。

⑤. あんしんすこやかルームについて

- ・地域へ根ざした高齢者自立支援拠点づくりの場としての機能役割を担う。センター職員との連携を密に図りながらセンターとルームが一体となって地域の課題把握や介護予防事業を実施する。
- ・ルーム見守り推進員（SCS）は、対象住宅向けの生活情報やルームや集会所での開催イベントを掲載した『あんしんすこやかルーム高丸だより』を月1回発行、配布する。

10. 医療機関との連携について

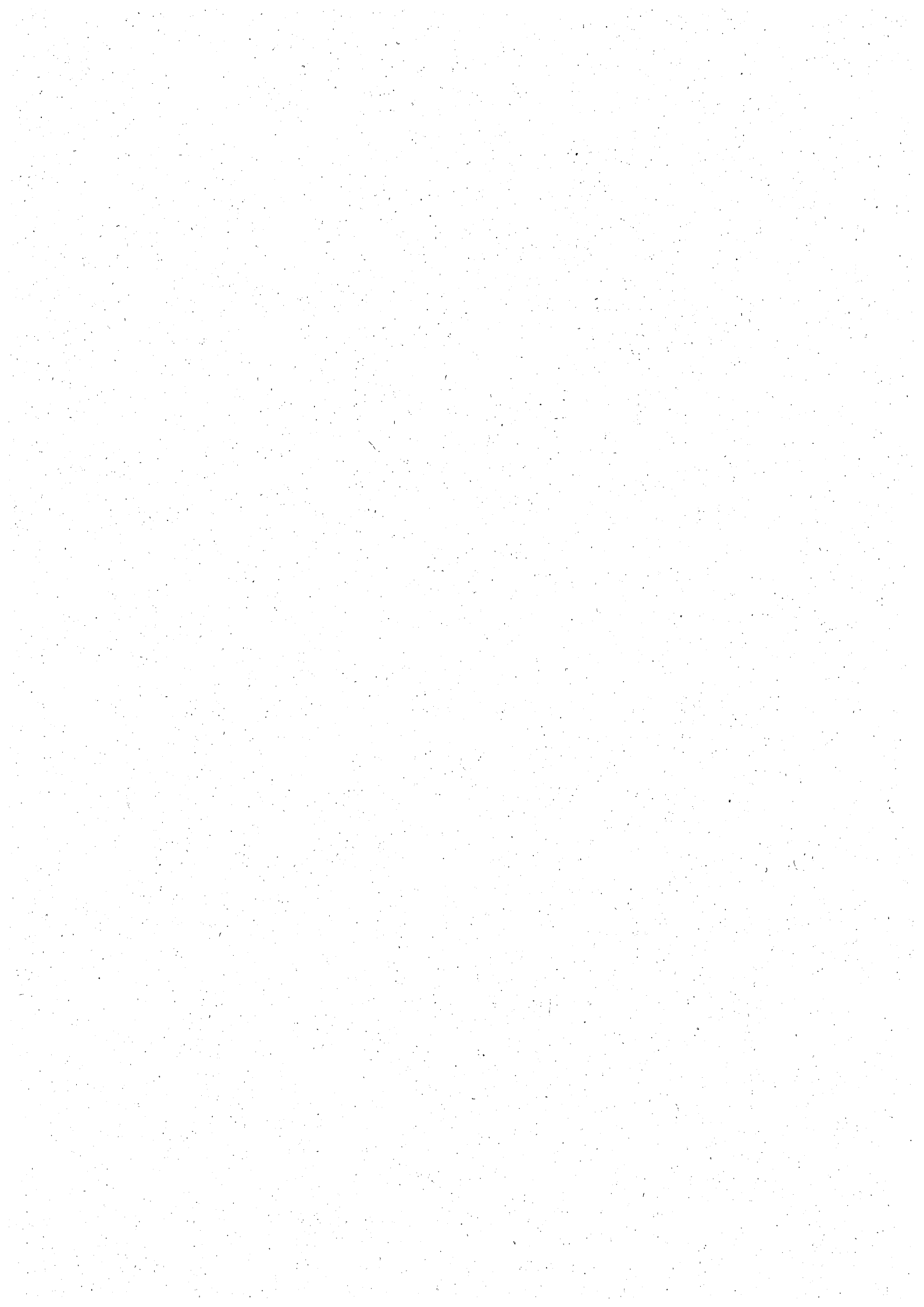
- ・地域の高齢者が地域で安心して生活する上で医療対応は不可欠であり、早期の検診、受診等を推奨し日頃から健康に配慮した生活が送れる様に健康相談等に対応すると共に介護予防や認知症予防の必要性を広く啓発する。
- ・医療介護サポートセンターに対して相談し連携をはかり地域での生活の継続に向けた支援の推進していく。
- ・地域医療が推進され、老々世帯や独居の認知症やターミナルケア等重度への対応が多くなる中、病院や主治医等を含めた医療機関でのケアカンファレンス、サービス担当者会議への参加・開催をする。
- ・医療機関主催の研修会や事例検討会へ参加し、顔の見える関係作りや医療知識や実践対応のスキルアップを地域のケアマネジャーと共に図る。
- ・介護予防サービス等のプラン作成の際には主治医等と連携を図り、医療情報を活かした支援を行う。
- ・主治医や入院先病院等からの相談に対して、高齢者の在宅での生活情報・地域情報を伝達し、在宅での生活がより密着した医療と介護の連携支援となる様にする。
- ・垂水区地域ケア推進検討委員会へは区内のセンターが交代で出席し情報を共有することで多職種連携の強化を図り地域包括ケアの充実に取り組む。
- ・地域の中核病院で定期的開催される患者支援の会に参加し情報共有や連携に努めている。

1.1. その他関係機関との連携について

- ・あんしんすこやかセンターの役割を圏域エリアの居宅介護支援事業所やサービス事業者だけでなく、スーパーや郵便局・銀行、医師会や警察・消防・多職種関係機関へ訪問しパンフレットを活用し伝え、相談しやすい関係づくりに努める。またイベントポスターやビラ配りを通じて地域住民への啓発活動にも繋げている。より地域に密着を行なっているふれまちや民生委員や婦人会等が主催する連絡会や行事に積極的に参加し、顔の見える関係性づくりや地域全体の意見や情報の集約を行う。

1.2. 公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

- ・適切な情報提供に基づく利用者の意思決定を尊重し、公平・公正な介護予防マネジメントの確保が行えるよう努める。
- ・介護予防ケアマネジメント対象者が要介護状態になった場合に、居宅介護指定事業所や施設入所先の選定について、利用者の希望を優先し、希望がない場合はあんしんすこやかセンターより、指定居宅介護支援事業所リストを掲示し利用者に選択してもらうように支援する。サービス事業者についても適切な情報提供を行う。
- ・正当な理由がなく、特定の事業者が提供するサービスに偏らないよう努める。



平成31年度あんしんすこやかセンター事業計画書【資料2】

センター番号(2桁): 63

あんしんすこやかセンター名: 平磯

平成31年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

1. 運営体制(24時間相談体制も含む)について

- ・法人内特別養護老人ホーム機能を活用し、24時間相談を受け付け、担当者迅速に連絡する。
- ・緊急時や時間外対応に備えて利用者等の緊急連絡先や関係機関情報を更新する。

2. 職員の配置について

- ・資格・職歴、経験年数等を十分に考慮した、地域包括支援センター業務に適した職員配置をする。

3. 総合相談支援業務について

- ・信頼関係構築に努め、相談者が抱えている主訴を受け止める。
- ・相談内容を把握し、センター内で協議し緊急性を判断する。
- ・寄せられた多種多様な相談内容から、相談者、経路、内容、件数、時間等を分析し、地区診断の視点を活かした課題発見・行動計画に繋げる。
- ・高齢者が地域との関りを早くから持てるように、介護予防やフレイル予防を広報する。

4. 権利擁護業務について

- ・権利擁護の意識を持ち、成年後見制度の活用、高齢者虐待防止、消費者被害防止に繋がるよう、各種会議、会合等の場で、地域住民に行政機関案内・法テラス・リーガルサポート等の専門機関紹介やパンフレット等でわかりやすく啓発をすすめる。

5. 包括的・継続的ケアマネジメント業務について

- ・地域ケア会議を開催して、「顔が見える関係」「個別課題の検討機会」「地域課題共有・検討機会」の場づくりを行う。市や区が運営する地域ケア会議への政策提言を行う。
- ・介護支援専門員同士が情報交換を図れるよう、地域ケア会議の開催の他、交流会、研修等を開催する。

6. 介護予防ケアマネジメント業務について

- ・実態把握、地域行事等、複数の経路から介護予防・総合事業対象者を把握する。
- ・予防給付対象者に対して、生活機能の低下を予防する為、自立支援を推進するケアマネジメントを意識し多様なフォーマル、インフォーマルサービスと連携を図る。

7. 地域支え合い活動推進事業について

- ・民生委員・児童委員協議会と連携し、小地域見守り連絡会の開催運営を行い、民生委員・友愛訪問グループ等と地域の高齢者の情報共有する。
- ・地域支え合い推進員を中心として、ガス使用量並びにセンサー感知等のICTを活用した見守りサービス利用者への見守り支援を行う。
- ・ルーム見守り推進員（SCS）は、対象住宅の高齢者情報を民生委員・自治会等と共有し、必要に応じてあんしんすこやかセンターと一緒に対応する。

8. 認知症に関する取り組みについて

- ・認知症になることは「恥ずかしい」ことではなく、誰もがなる病気であるが、多くの方が地域で生活できることを知ってもらう。
- ・地域における認知症高齢者と家族支援の為に地域支援者、各関係機関、住民等と協力し、認知症サポーター養成講座開催、認知症高齢者声かけ訓練を行い、新しく始まる制度を理解し広報啓発をする。

9. 民生委員等地域との連携について

- ・民生委員・児童委員協議会と連携し、小地域見守り連絡会の開催運営を行い、民生委員・友愛訪問グループ等と地域の高齢者の情報を交換・共有し、特に対処困難な事例などについては積極的に関わる。
- ・民生委員からの相談ケースは内容をセンター内で協議し、民生委員と同行若しくは単独で訪問し対象者への支援が必要と思われる場合、適切な専門機関や地域活動グループ等に繋ぐ。

10. 医療機関との連携について

- ・医療機関、歯科医院、薬局等の情報を整理し、各関係機関と連携を図り、地域の高齢者が医療機関に相談しやすい環境作りを支援する。

11. その他関係機関との連携について

- ・地域ケア会議や個別ケース検討会議で、医師、薬剤師、OT・PT等の医療従事者、警察消防、区社協等の各行政職、弁護士、司法書士、行政書士等の司法専門家、金融機関や各店舗自立支援協議会等の参加を求め意見交換する。

12. 公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

- ・適切な情報提供に基づく利用者の意思決定を尊重し、公平・公正な介護予防マネジメントの確保が行えるよう努める。
- ・事業者についても適切な情報提供を行う。
- ・特定の事業者が提供するサービスに偏らないよう努める。

平成 31 年度あんしんすこやかセンター事業計画書【資料 2】

センター番号 (2 桁) : 64

あんしんすこやかセンター名 : 本多聞あんしんすこやかセンター

平成 31 年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

1. 運営体制 (24 時間相談体制も含む) について

月曜～土曜、祝日の 9 時から 17 時 30 分はあんしんすこやかセンター職員で対応する。緊急及び職員不在になる場合には、応援体制を整える。夜間帯と日曜日は、併設の特別養護老人ホームの宿当直者が対応し、必要に応じてあんしんすこやかセンターの職員に連絡が入り対応する。宿当直者は相談援助業務を行うことが出来る有資格者を配置しているために、市民からの相談が適切に対応できる。

センターの運営方針・運営要綱・各種マニュアルは、年 2 回全職員で確認する日を設けて確認を行う。

2. 職員の配置について

「地域包括ケア」を実現するために、看護師・保健師、主任介護支援専門員、社会福祉士、地域支え合い推進員を配置。虐待ケースや困難ケースの対応は、4 職種がそれぞれ専門分野から意見を出し合い、「チームアプローチ」を行う体制を構築する。

また、毎朝ミーティングを行うことで、個別ケースの進捗状況やその他地域情報の共有も行い、センター内での共通認識が図れるようにします。

3. 総合相談支援業務について

要支援・要介護状態になる予防の段階から重度認定者までさらには認知症になっても、一人一人の「生きがい」や心身の状況に応じて、住み慣れた地域で安心して生活が続けられるよう支援します。そのためにフレイル対策を含め、予防や悪化防止に取り組み、健康寿命の延伸を目指します。また日々の業務を通じて社会資源の把握と地域との連携を図り、多様な問題や課題に対応できるよう努めます。

4. 権利擁護業務について

消費者被害については、警察から最新の手口を教えてもらい、タイムリーな内容を住民に伝え、被害の防止に努めます。高齢者虐待については、発生要因には老々介護、家族の精神疾患等が背景にある事も多くあります。介護負担の軽減や周囲の理解、環境の整備で防ぐこともできるという事を理解してもらうため、成年後見制度と併せて地域行事での話に盛り込む等しながら地域ぐるみで早期発見・予防啓発を行っていきます。

5. 包括的・継続的ケアマネジメント業務について

センター職員は、高齢者が住み慣れた地域で、他の地域住民と相互に協力し合えるよう、医療、介護等の専門職に限らず、その他地域の核となる関係者とも連携や互いの立場の理解が深められるようなネットワークの構築に努めます。圏域内の居宅介護支援事業所の介護支援専門員を対象

に定期的に交流会や勉強会を開催し、専門職としての知識の向上や情報提供、情報共有の場作りを行い、資質向上に繋がる支援を行います。また、困難ケース等の相談があれば、支援を行える体制を整えていきます。

6. 介護予防ケアマネジメント業務について

なんらかの支援が必要な高齢者に対して、自己決定・自立支援を基本として生きがいのある具体的目標を引き出し、自主的に実践できるようなケアマネジメントを行います。認定の有無に関わらず、健康維持・増進、介護予防に意識や関心を高めてもらえるように地域特性に合わせて「いきいきはつらつ自分らしく」等資料を活用しながらフレイル予防・改善できる周知・啓発を行い、介護サービスに偏らず、多種多様な視点で地域資源を活用して、その人らしく住み慣れた地域で暮らしていただけるように支援を行います。また地域で介護予防の一役を担える人材を発掘し、地域のニーズへと繋げます。流動的に改正される介護保険制度に対しては適切な把握や理解を進め、法令・運営基準・マニュアルを遵守し、介護予防マネジメントを適時適切に実施する様に努めます。

7. 地域支え合い活動推進事業について

地域診断から見えてきた地域課題や地域とのネットワークを活かしつつ、‘少し歩けば集える場がある’そんな居場所を圏域内に点在させていきます。

居場所があることで、介護予防や相談の場、仲間づくり、生きがいづくりにつなげていきます。また、住み慣れた地域で高齢者が安心して暮らせるように地域支援者と協力事業者をつなげ、ネットワーク作りをより強化していきます。

8. 認知症に関する取り組みについて

神戸モデルの啓発に取り組み、早期発見・早期治療につなげられるようにします。そのためにも、普段から地域住民との関係性を大切に支援者や様々な機関との連携を図ります。

認知症高齢者の個別事例の地域ケア会議、サポーター養成講座や声かけ訓練を適時開催し理解を深め、認知症をオープンにできる地域作りを目指します。

9. 民生委員等地域との連携について

民生委員等地域支援者との迅速な情報共有を行い、必要に応じて小地域支え合い連絡会や地域ケア会議を開催していきます。リアルタイムで制度の狭間にある地域ごとの課題や困り事などを地域で支え合える体制作りができるよう努めます。

10. 医療機関との連携について

平成29年度より、区内西部の4つのセンターとの合同で開催している医療・介護連携研修会も医療介護サポートセンターとの共催となり、年3回の開催を目標に継続していますが、現状では医療関係者はMSWのみである為、今後は看護師・薬剤師等他の医療関係者との連携を企画・運営しより幅広くよりよい関係性の構築を目指し利用者、地域住民が安心して相談できる様に取り組んでいきます。

11. その他関係機関との連携について

高齢や障害の有無に関わらず、個性を持つ一人一人のシニア世代が、共に住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、地域で暮らす多世代、医療機関、教育機関や商店・金融機関、保健センター

や警察・消防、ふれまちや自治会など地域の様々な関係機関との連携を密に認知症による徘徊や保護のケースにおいても情報共有して、職員も地域をデザインする構成員の一人と理解し、各地域の住民が見守りの一役を担えるような取り組みを行います。また地域ごとの課題や困り事に対して、地域ケア会議を通して歩み寄りができるよう地域住民や介護支援専門員に対しても把握している社会資源の情報共有や提供を行い、関係者皆で支え合えるネットワーク構築に努めていきます。

12. 公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

公益性の高い機関であるあんしんすこやかセンターの職員が特定のサービス提供事業所の利用を不当に誘引し、利用者の利益を損なうような発言、対応をしていないか常に公正かつ中立な立場を自覚し、利用者の個別性を考慮しながら相手にとって最適なサービスを提供していきます。



平成 31 年度あんしんすこやかセンター事業計画書【資料 2】

センター番号 (2 桁) : 65

あんしんすこやかセンター名 : 舞子台あんしんすこやかセンター

平成 31 年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

1. 運営体制 (24 時間相談体制も含む) について

- ・センター運営方針、運営要綱、実施要領、各種業務マニュアルに基づいて業務を行う。
- ・開所時間内に、センター内に職員が不在にならないよう、ケース訪問の予定を各職員が調整する。
- ・夜間、休日、年末年始等、センターが開所されていない時間帯でも、転送の携帯電話により、当番職員が相談を受ける。

2. 職員の配置について

- ・保健師、主任介護支援専門員、社会福祉士、地域支え合い推進員を配置し、連携して業務にあたる。
- ・地域ケア会議を含むコミュニティワークに関する業務についても、4 職種で話し合い、コンセンサスをとった上で実施に移る。
- ・緊急時対応は、センターで作成している対応マニュアルに基づいてケース対応する。

3. 総合相談支援業務について

- ・インテーク後に継続支援が必要になるケースについては十分にアセスメントを行なう。
- ・身体状況だけでなく、心理・社会的側面 (家族関係含む)、経済・制度的側面のアセスメントを行ない、ケースの生活全般を把握する。
- ・自助、互助だけでは生活に支障のある高齢者については、共助、公助に繋ぐ支援を実施する。

4. 権利擁護業務について

- ・消費者被害の相談、高齢者虐待の通報については、当事者や支援機関だけではなく、近所住民間からも円滑な受理が出来るよう、地域行事やふれあい給食会等でセンター職員が住民に対して啓発を行う。
- ・身寄りのない高齢者の QOL の維持、向上のためにも、必要に応じて成年後見制度の活用を支援する。
- ・経済的困窮が原因で、衣食住の最低限度を維持することができない高齢者については、必要に応じて所得保障制度の活用を支援し、生存権を擁護する。

5. 包括的・継続的ケアマネジメント業務について

- ・3年前から開催している垂水西地区合同ケアマネ研修会や舞子台ケアマネよもやま話（主任ケアマネ対象）を通じ、ケアマネと関係機関の連携を継続するとともに、課題となっている点について、タイムリーに話し合うことができ、「自立したケアマネジメントの実施」を支援する。
- ・事業目標に基づき、センターの主任ケアマネとして以下の2点に努める。
 - ① センター圏域の中で、高齢化率が高く、課題のある地域等において、個別地域ケア会議を開催し、支援者と住民とのネットワークや地域課題について相互に話し合うことが出来る。
 - ② 圏域内居宅介護支援事業所を訪問し、困難ケース等を通じたケアマネが考える地域課題等の情報交換に努め「地域に根差したケアマネジメント」の実施を支援する。
- ・今後も困難事例（虐待含む）の対応において、センターの主任ケアマネの立ち位置を常に意識し、フォーマル・インフォーマルサポートにより、ケアマネジャーを側面的に支える。

6. 介護予防ケアマネジメント業務について

- ・介護予防ケアマネジメントが適切に行われるように、センター内でアセスメント力や対人援助技術向上の為の研修を行う。
- ・必要時、介護予防ケアマネジメントマニュアルの確認や社会資源の把握を行う。
- ・ふれあい給食会、サロン等、高齢者が集う場所で、フレイル予防について普及啓発を行う。
- ・委託先の介護支援専門員に、フレイル改善通所サービスや地域拠点型一般介護予防事業について周知を図る。
- ・民生委員等関係機関と連携し、閉じこもりがちな方の把握に努め、フレイル予防が必要な対象者の早期発見を行なう。

7. 地域支え合い活動推進事業について

- ・圏域内地区で年3回ずつ小地域支え合い連絡会を開催。圏域内の行事の広報を行うとともに民生委員から地域で暮らす高齢者の実情を聞き取り、地域ケア会議に繋げる。
- ・生活支援介護予防サポーターが主催しているカフェの地域定着を支援する。また、カフェ参加者から話を伺い、現在の生活実態もあわせて把握する。
- ・五色山で高齢者が気軽に集うことが出来る住民主体のサロンを立ち上げる支援を行う。

8. 認知症に関する取り組みについて

- ・高齢化率が高く課題がある地域で、昨年に続き認知症高齢者声掛け模擬訓練を行う。特に若い世代への参加を促し、地域住民の認知症への理解を深める。
- ・中学生及びPTAを対象に認知症サポーター養成講座を行ない、若い世代の認知症の理解を促進する。
- ・センター圏域内にあるオレンジカフェについて、広報活動やカフェへの参加により、

後方支援を行う。

- ・高齢者が集う場や個別相談の場面で神戸モデルを紹介し、有効活用を行なう。
- ・医療機関、薬局、居宅支援事業所等の関係機関へ、「家族交流会」や「介護リフレッシュ教室」の広報を行うことで、参加を促すと共に関係機関との連携を図る。

9. 民生委員等地域との連携について

- ・地域ケア会議や小地域支え合い連絡会を通じて、民生委員と個別ケースや地域課題に関する情報交換を行う。
- ・個別ケース支援における連携の際に、民生委員や近隣住民への負担が過度にならないよう、必要に応じてクライアントを適切なフォーマルサポートに繋ぐ支援も実施する。
- ・高齢者の居場所づくり等の住民福祉活動をセンターがサポートする際には、同エリアを管轄する民生委員とも連携して取り組む。

10. 医療機関との連携について

- ・医療ニーズが高く、在宅生活では健康を維持することが困難な場合は、必要に応じて入院相談も含めて、医療機関と連携をとる。
- ・地域ケア会議を通じて、高齢者の在宅、地域生活における生活問題について、医療機関や医療介護サポートセンターと認識を共有する。
- ・クライアントの制度利用手続きで必要となる、意見書や診断書作成を医療機関に依頼する際は、クライアントの在宅生活を书面化し、医療機関に情報提供する。

11. その他関係機関との連携について

- ・ケースの個別性に応じて、適切な支援機関に介入を要請する。連携する機関とカンファレンスを行い、それぞれの役割を明確にして支援にあたる。
- ・住民福祉活動の継続性と安定性を補強する為に、生活支援介護予防サポーターとマンパワー不足状態にある住民組織とのマッチングを支援する。

12. 公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

- ・センターの運営費用が介護保険料や国、地方公共団体の公費により賄われることを職員が十分に認識して業務に取り組む。年に数回、センター内会議の場等で各職員が同事項を再認識する機会を持つ。
- ・センター業務が特定の事業所に偏った活動にならない旨、全職員が認識して業務に取り組む。公正、中立性確保の為に、神戸市地域包括支援センター運営協議会の評価を受ける。



平成 31 年度あんしんすこやかセンター事業計画書【資料 2】

センター番号（2桁）：66

あんしんすこやかセンター名：神陵台あんしんすこやかセンター

平成 31 年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

1. 運営体制（24時間相談体制も含む）について

- (1) センター職員が地域包括支援センター設置目的や業務を十分に理解する事により、その目的を達成し、その役割を果たす事ができる体制を作っている。
- (2) 職員間の連携・協働によりチームとして業務にあたる体制を作っている。
- (3) 尊厳ある人格の尊重を第一の視点とし、業務の遂行を図る。
- (4) 関係法令を遵守し、個人情報の取り扱いに十分留意し、情報の漏洩がないような体制を作っている。
- (5) 地域包括支援センター運営要綱の遵守の徹底を図り、地域包括支援センター事業実施要綱に基づいて業務の遂行を図る。
- (6) 相談業務遂行のための下記の体制を作る。
 - ① 担当者が空席の場合は他職員でサポートする。
 - ② 担当者は外出時には常に携帯電話を所持し連絡可能とする。
 - ③ 夜間・休日は担当を決め転送電話により連絡可能とする。

2. 職員の配置について

- | | |
|----------------------|-------|
| (1) 看護師 | 1.5 名 |
| (2) 社会福祉士 | 1 名 |
| (3) 主任介護支援専門員 | 1 名 |
| (4) 地域支え合い推進員（社会福祉士） | 1 名 |

3. 総合相談支援業務について

- (1) 高齢者への個別訪問、家族や近隣住民からの情報収集により高齢者の心身の状況、その居宅における生活の実態及びその他必要な実態を把握する。
- (2) 保健、医療、社会福祉その他の関連施策に関する総合的な情報の提供、関係機関との連絡調整を行う。
- (3) 相談内容に即し、高齢者の保健、福祉の向上及び医療との連携の為、サービス又は制度に関する情報提供、関係機関の紹介を行う。

4. 権利擁護業務について

- (1) 高齢者がある所有する財産の管理や権利擁護について第三者の支援が必要な場合は、依頼に基づいて適切な公的相談窓口を紹介するなどの支援を行う。
- (2) 高齢者が地域生活において問題を抱えている場合、このような高齢者が尊厳ある生活を維持し、安心してその地域で暮らし続けられるよう専門的な視点で、以下の様な支

援を行う。

- ①成年後見制度や任意後見制度の活用
- ②虐待の防止及び早期発見への対応
- ③困難事例への対応
- ④消費者被害の防止

5. 包括的・継続的ケアマネジメント業務について

- (1) 医療機関や民生委員等の地域団体とケアマネジャーとが、直に話が出来る連携体制を作るための支援を行う。
- (2) 地域の介護支援専門員の資質向上を図るため、ケアマネジャー会議を開催し、事例検討会、研修、情報交換等を行う場を設ける。
- (3) ケアマネジャーが、介護保険サービスのみならず、積極的に社会資源の活用を提案できるように、情報を提供していく。

6. 介護予防ケアマネジメント業務について

- (1) 個々の身体状況に応じて、介護予防に向けた具体的な目標を設定し一定期間経過後目標達成状況を評価する。
- (2) 介護予防支援業務の一部を居宅介護支援事業所に委託した場合は、書類の確認や必要時助言を行う。
- (3) 社会資源の把握と新たな資源創設の支援を行い、必要な住民に適切に情報提供することで、要介護状態になることを防ぐよう努める。
- (4) 地域の集まりや行事の際に、フレイル予防の広報を積極的に行い、健康寿命の延伸を目指す。

7. 地域支え合い活動推進事業について

- (1) 地域の社会資源を図示し、地域住民にも実情を分かりやすく説明できるよう工夫していく。
- (2) 元気な高齢者がボランティアとして活躍できる場の創出をめざし、出来るだけ多くの高齢者が地域に出向けるような仕掛け作りを行なう。
- (3) 地域住民の声から問題点を拾い上げ、住民主体の新たな集いの場となる資源創設の支援を行う。

8. 認知症に関する取り組みについて

- (1) 認知症になっても安心して暮らせる地域づくりを目指し、認知症についての正しい知識を持ち、地域での見守りの目を強化するため、地域住民、圏域事業所、小中学校等に認知症サポーター養成講座の開催を促す。
- (2) 認知症の方への対応や声かけの方法を知ってもらうため、認知症サポーター養成講座や声かけ研修と併せて、各地域で認知症高齢者声かけ訓練を実施する。
- (3) あんしんすこやかセンターが認知症についての相談窓口の一つであることを広報する。
- (4) 関わりが困難な認知症高齢者について、オレンジチームと連携して、適切に医療や介護に繋げるよう努める。

9. 民生委員等地域との連携について

- (1) 民生委員から高齢者に関する相談があった場合、訪問などの対応を行い、対応の結果を個人情報の規定内で可能な限り報告する。
- (2) 地域の行事、ふれあい給食会に積極的に参加し、民生委員やふれまち役員、婦人会や老人会、自治会等の関係者と相談しやすい関係作りを行う。
- (3) 民生委員と見守り対象高齢者の担当ケアマネジャーが直接話が出来るよう、顔つなぎを図る。

10. 医療機関との連携について

- (1) 認知症無料診断制度を有効に活用するために、家族等の支援者の居ない場合は、医療機関と連携し、受診に結びつけるよう働きかける。
- (2) 認知症高齢者支援の為、主治医と連携し情報の共有を図ると共に、受診に繋がらないケースにはオレンジチームと同行訪問するなどの集中的な支援を行う。
- (3) 地域包括ケアシステム構築に向けて、医師をはじめ、看護師、薬剤師、理学療法士や医療ソーシャルワーカー等多職種とも連携する。
- (4) 介護予防担当利用者や地域の高齢者の入院時に情報交換の為の連携をしたり、退院前カンファレンスに参加して在宅生活をスムーズに送れるように支援する。
- (5) 随時訪問を行って個別ケース対応に加え、地域の課題と高齢者の情報を共有し、必要時に相談のしやすい顔の見える関係作りを行っていく。
- (6) 介護保険意見書を作成した主治医はもちろん、歯科医師等、治療を受けている他の主治医とも連携する。

1.1. その他関係機関との連携について

- (1) 地域行事に積極的に参加し、幅広い世代に向け、センターの広報活動を行う。
- (2) 圏域内事業者に地域ケア会議への参加を依頼し、地域課題に対する情報を共有する。
- (3) 所轄警察署や消防署から、問い合わせがあった場合、可能な限り情報を共有し、迅速に高齢者を擁護できるよう協力体制を作る。

1.2. 公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

- (1) 公正・中立性を確保する為の下記事項を遵守する事とする。
 - ①利用者や事業者への適切な情報の提供
 - ②適正な介護予防ケアマネジメントの確保
 - ③公平公正な介護予防ケアマネジメントの支援
- (2) 公正・中立性を確保する為の下記事項を行わない事とする。
 - ①要支援・要介護の認定申請代行の勧誘
 - ②センターが作成する介護予防プラン作成において、正当な理由がなく特定の事業者が提供するサービスに偏る事、また提供するサービスを不当に誘引する事。
 - ③センター業務以外の広告・営業活動
 - ④センター業務以外の行政に関する類似行為。



平成 31 年度あんしんすこやかセンター事業計画書【資料 2】

センター番号 (2 桁) : 67

あんしんすこやかセンター名 : 舞子あんしんすこやかセンター

平成 31 年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

1. 運営体制 (2.4 時間相談体制も含む) について

センターの営業時間は月曜日～土曜日 (祝日含む) 9 時から 17 時 30 分とし、時間外や日曜日及び年末年始 12 月 31 日から 1 月 3 日については、母体法人が設置している舞子の施設 (24 時間体制) と連携を図り、相談対応ができる体制を継続する。また、センター長が常時事業所携帯電話を持つことにより緊急時対応に備える。

2. 職員の配置について

主任介護支援専門員 1 名、社会福祉士 2 名、保健師または経験のある看護師 1 名、地域支え合い推進員 1 名を配置し、福祉・医療の多様な相談に対して各々の専門知識・経験を生かして、チームアプローチで地域包括支援センター事業の円滑な推進を図っていく。また、地域支え合い推進員を中心に地域の見守りの強化、住民主体の地域づくりに向けた取り組みを行う。

3. 総合相談支援業務について

地域住民が安心して住み慣れた地域において、長く安定した生活ができるように支援体制を整え、地域の総合相談窓口として多種多様な相談に対応できるように地域資源の把握や発掘を行い、地域に還元・活用できる体制整備を進める。また、日頃から地域に積極的に出向いて顔の見える関係性作りを心がけ、気軽に相談して頂ける存在となると共に、情報収集に努め、地域住民の生の声を拾いこまめに記録に残すことで課題の整理を行う。相談を受理したケースについては、経過を追うことで切れ目のない対応を心がける。相談については全件データ管理を行うことにより、時間を置いて再度相談が入ったケースについても、検索を行うことで確認がとれる体制を整え、過去の記録を確認した上で丁寧な対応を行う。多様化する高齢者の課題に対応できるよう日頃から他機関との繋がりを大切に、相談内容に応じて適切な情報提供や適切な関係機関につなぐ役割を担う。さらに、センターが中心となり、介護に取り組む家族をはじめとして、地域の多様な機関、事業所、ボランティア等と必要に応じて関わり、ネットワーク構築を推進して互いの相互作用により相談対応の幅を広げていく。

4. 権利擁護業務について

高齢者虐待や消費者被害、成年後見制度に関する普及啓発を継続的に行う。日頃から民生委員をはじめとする各地域団体や居宅介護支援事業所、サービス事業所、医療機関等と情報交換を行う機会を意識的に持ち、身近な相談窓口として認識頂くことにより早期相談・早期介入に繋げる。また、悪質商法被害防止に向けた取り組みを警察や生活情報センターと密に連携を図り、被害拡大を防ぐ。

虐待 (疑い含む) 相談が入った際には、迅速に実態把握を行い、高齢者の安全を確保する。複

数名での対応を原則とし、関係機関や行政との連携を密にとり、状況については定期的・随時センター内で情報共有を図り、各専門職の特性を生かしてチームアプローチの下適切な対応を行う。また、養護者が抱え込んで追い込まれないよう介護リフレッシュ教室の周知や必要な情報提供を行い、養護者支援の視点を持つ。さらに、ケアマネジャー支援にも注力し、支援者が疲弊しないよう後方支援を心がける。定期的な評価を行いながら、センター全体として関わる体制を作る。

5. 包括的・継続的ケアマネジメント業務について

地域の社会資源やインフォーマルサービスの把握を行い、表やマップ等作成することで視角化を図り、各関係機関と共有する。

高齢者が住み慣れた地域で安心して長く暮らし続けることができるよう地域診断を通じた地域課題の抽出や、個別事例・典型事例の検討による個別課題の解決の検討を積み重ねることにより、より具体化した課題解決への取り組みを行う。地域性についても、小学校区や自治体単位での地域ケア会議を開催し、より細分化した地域の特徴やニーズの把握に努め、地域の強みを生かしながら住民が主体的に地域づくりに参加していけるよう各団体とのパイプ役やマッチング機能を果たしていく。

また、定期的に圏域内・委託先居宅介護支援事業所と事例検討会を開催することにより、ケアマネジャーのスキルアップを図ると共に、そこから見えてくる高齢者が抱える課題について共有できる機会を持つ。

6. 介護予防ケアマネジメント業務について

高齢者が持っている力に応じてできる限り自立した生活が継続できるよう「自立支援」の観点を持ってサービス事業所と連携をとりながらケアプランを立案する。

給食会など地域の集いの場で介護予防の普及啓発を行うことで、住民のフレイル予防の意識付けを行う。無関心層や閉じこもりがちの方にも地域とのつながりを持って頂けるきっかけ作りを地域と共に模索し、専門職の協力も得ながら地域での取り組み支援を行っていく。

また、高齢者自身が地域の中で役割を發揮できる機会を増やせるよう地域のニーズや資源とのマッチングを区社会福祉協議会と連携をとりながら行っていき、健康寿命の延伸を目指す。

7. 地域支え合い活動推進事業について

地域で交流が持てる集いの場や社会資源の活用が活発に行われるよう、積極的に地域に出向き地域の方との交流を深めていく。また、地域の課題等を住民が主体的に解決していけるような動機付けに努め、住民相互の支え合いや見守りが行えるしくみを地域全体で作れるよう地域力を高めていくことを目指す。また、そうした地域づくりを行う過程の中で各関係機関とのネットワーク構築をさらに深めていく。

実態把握事業についても切れ目ない支援を行う中で、センター内各専門性を發揮しながら適切な関係機関や制度に繋ぐタイミングを掴む。

8. 認知症に関する取り組みについて

認知症の人にやさしいまちづくり条例に基づく「神戸モデル」の普及啓発に努め、早期受診の推奨や安全に生活して頂くための環境整備について情報発信していく。幅広い世代の地域住民に認知症に対する知識を持って頂くため「認知症サポーター養成講座」や「認知症高齢者見守り訓練」を実施し、認知症に関する理解を深める機会を持つことにより、互いに助け合える地域づく

りを目指していく。

日頃の相談対応については、医療機関や認知症サポート医、認知症初期集中支援チーム等と連携をとり、早期受診や適切な治療及び介護の提供に必要な環境整備を進めていく。

9. 民生委員等地域との連携について

民生委員からの相談には、引き続き丁寧かつ迅速に対応し、信頼関係を深めてスムーズな連携体制を構築する。民生委員も高齢化が進んでおり、「支援者を孤立させない」支援を行うため、日頃から顔の見える関係性づくりを行うよう努める。個人情報保護の観点を保ちつつ、民生委員とケアマネジャー・サービス事業所等介護保険事業所との連携が密になる体制を目指していく。

ふれあいのまちづくり協議会や老人会・婦人会等他の地域団体とも日頃から顔の見える関係性を作り、気軽に相談して頂ける存在となるよう積極的に接点を持つ。

10. 医療機関との連携について

地域の高齢者が安心して自立した生活を送れるよう健康維持の重要性を周知し、かかりつけ医や専門医による受診を推奨して日頃から健康に配慮した生活を送れるよう支援する。

また、個別事例検討や日常的な関わりの中で3師会との連携を意識し、接点を多く持つ中で日頃の連携がスムーズに行える関係性作りを心がけ、各区に設置されている医療介護サポートセンターとも積極的に連携を図り、多職種連携の推進を図る。

さらに、ケアマネジャーと医療機関との連携促進のため、連絡会を定期的に開催する。

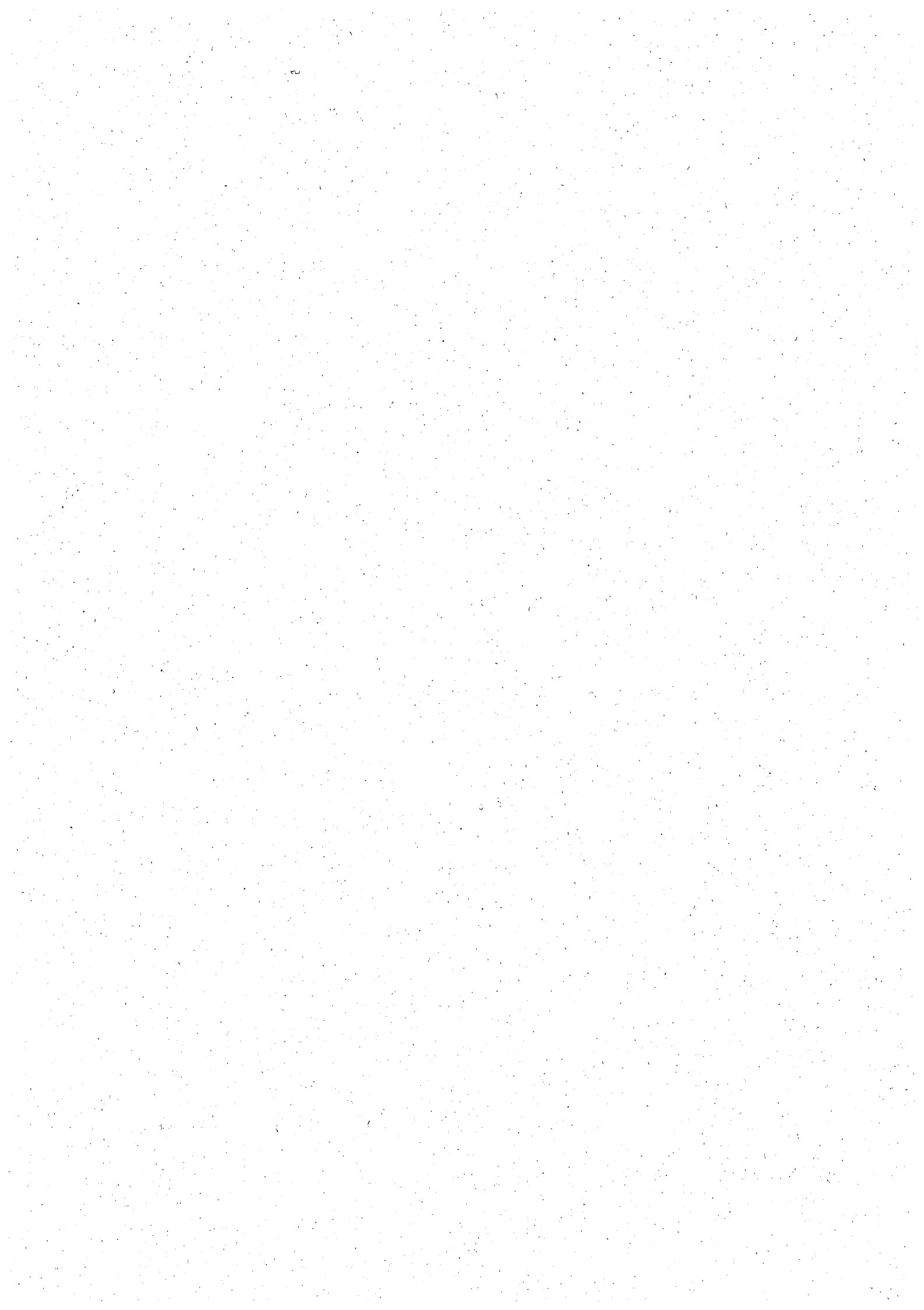
11. その他関係機関との連携について

地域の高齢者を取り巻く様々な課題に対応するため、ふれあいのまちづくり協議会構成団体、サービス事業所、NPO法人、ボランティア、すまいるネット等幅広い機関との連携に努める。

地域づくりの活動過程の中で、連携がとれる機関を増やしていき、センターの対応力向上を目指していく。

12. 公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

適切な情報提供を行うことで、高齢者の意思決定を支援し、正当な理由なく特定の事業所に偏っていないか検証する機会を持ち、公正中立な業務の運営に努めていく。また、要支援者が要介護になった場合には、引継ぎ先を高齢者の意思に基づいて選ぶことが出来るよう必要な情報提供を行うと共に「指定居宅介護支援事業所の選定における確認書」を確実にとる。



介護予防ケアマネジメント対象者が要介護状態となった場合の取扱いについて

圏域内の介護予防ケアマネジメント対象者が要介護状態となった場合に、地域包括支援センターから指定居宅介護支援事業者への引き継ぎ方法について、次のとおりとする。

【対象者】

地域包括支援センターが介護予防ケアマネジメントを行っていた事業対象者や要支援者（サービス利用していない人も含む）

【指定居宅介護支援事業者の選定について】

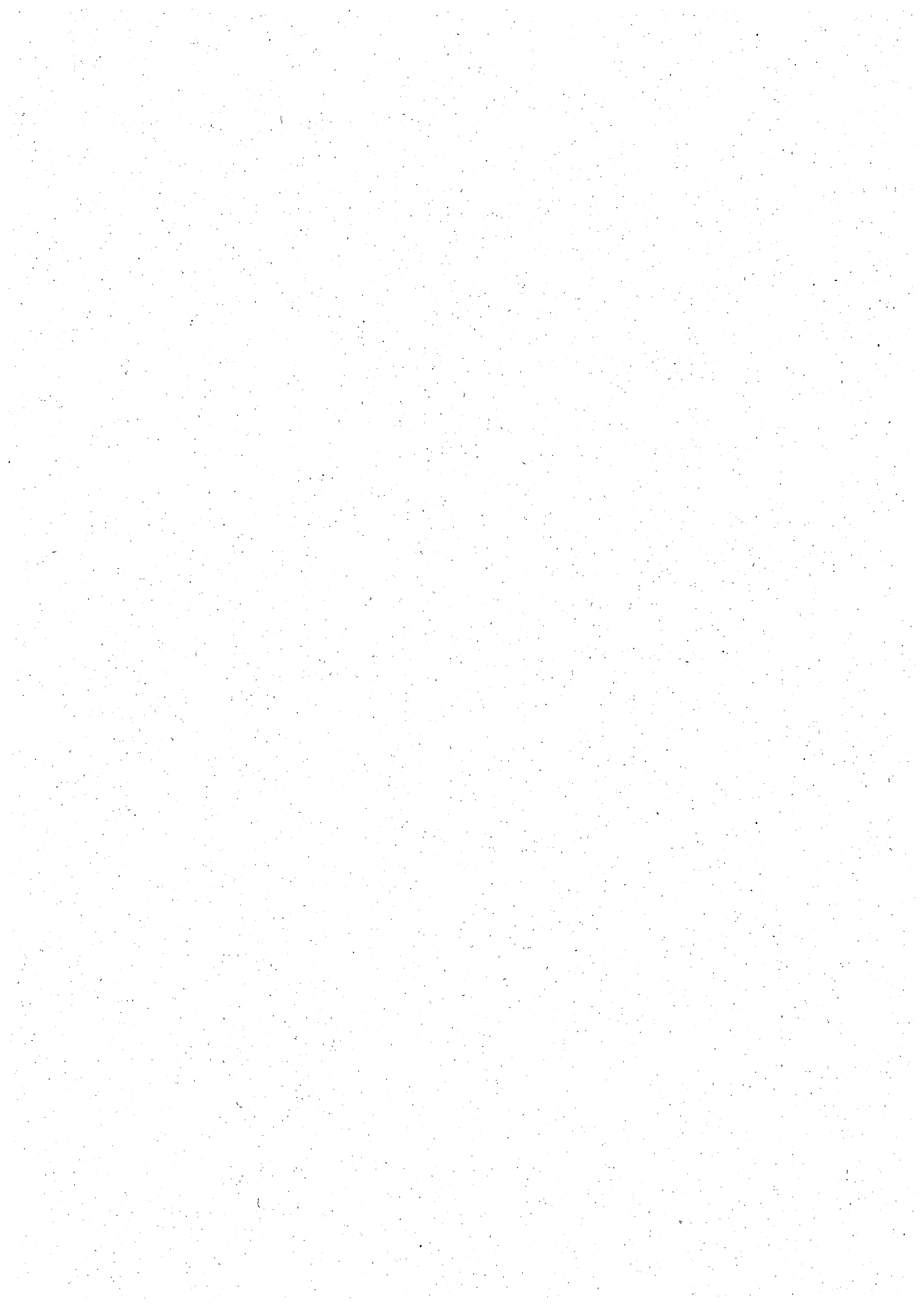
1. 選定にあたっては利用者の希望する指定居宅介護支援事業者を優先する。
2. 利用者の希望する事業者がない場合は、地域包括支援センターより指定居宅介護支援事業者リスト（区内）を提示し、利用者が選択する。
3. 「指定居宅介護支援事業者の選定における確認書（別紙）」に利用者が署名する。

【利用者が確認書を記入しない場合】

利用者が確認書を記入しない場合は、その理由を支援経過記録用紙に明記する。

《平成19年3月22日市運営協議会決定》

《平成29年2月9日市運営協議会改訂》



〇〇〇

あんしんすこやかセンター運営管理者様

指定居宅介護支援事業者等の選定における確認書

私は、私のケアプラン（居宅サービス計画）の作成依頼先として、

（
）
を私の意思で選択したことに相違ありません。

※どちらか該当する方に○印を入れてください。

1. 私の意思で上記の事業者を希望しました。
2. 特に希望する事業者がなかった為、あんしんすこやかセンターの職員から適切に「えがおの窓口一覧表（区内）」の提示を受けて選択しました。

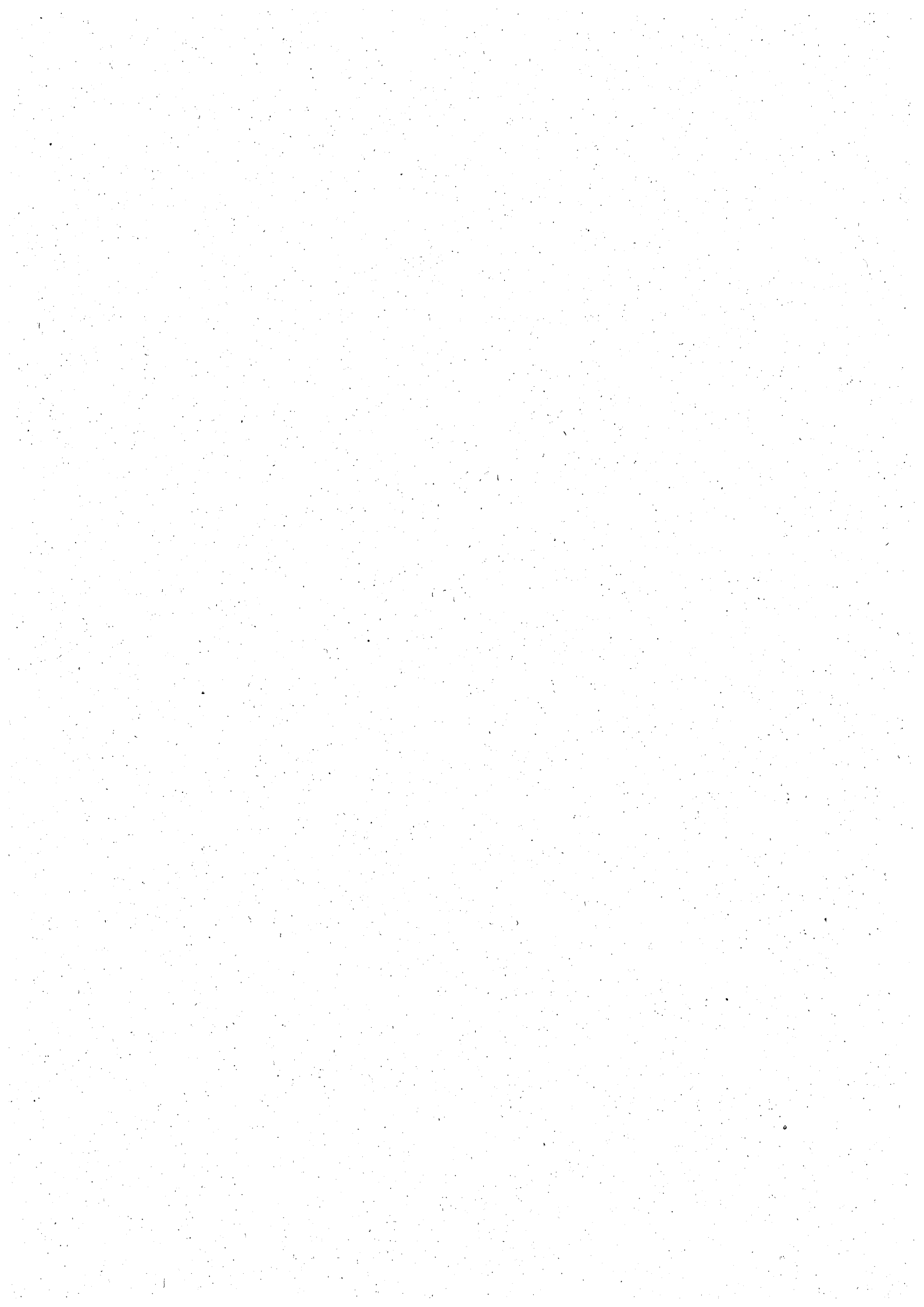
平成 年 月 日

本人氏名

代筆者

(本人との続柄)

* 地域包括支援センターは、利用者が要介護状態となった場合において、神戸市地域包括支援センター運営協議会の審議決定事項に基づき、公正中立に指定居宅介護支援事業者等を利用者に選んでいただくことが義務付けられています。



介護予防ケアマネジメント対象者が要介護状態になったときの確認書の使用状況

垂水区

【資料3】

(H30年度)

センター名	要介護 になった 人数(A)	事業者 未決定 人数(死 亡等) (B)	確認書 必要人 数(C)= (A)-(B)	確認書あり			確認書なし						
				件数 (D)=(E)+(F)	本人希望による 事業者決定(E)	一覽表提示によ る事業者決定 (F)	件数 (G)=(H)+(I)+(J)+(K)	本人 拒否 (H)	本人 死亡 (I)	本人 入院 中 (J)	その 他 (K)	その理由	
													本人希望による 事業者決定(E)
桃山台	40	5	35	27	77%	8	23%	0	0	0	0	0	
塩屋	44	6	38	30	79%	8	21%	0	0	0	0	0	
東垂水	89	12	77	54	70%	23	30%	0	0	0	0	0	
垂水名谷	77	15	62	60	97%	2	3%	0	0	0	0	0	
平磯	31	2	29	23	79%	6	21%	0	0	0	0	0	
本多間	137	14	123	107	87%	16	13%	0	0	0	0	0	
舞子台	86	22	64	56	88%	8	13%	0	0	0	0	0	
神陵台	53	8	45	45	100%	0	0%	0	0	0	0	0	
舞子	50	5	45	41	91%	4	9%	0	0	0	0	0	
合計	607	89	518	443	86%	75	14%	0	0	0	0	0	



地域包括支援センター運営評価会および選定委員会にかかるスケジュール（案）

令和元年度

- 4月 平成30年度運営状況の評価実施を市から全センターへ通知
- 5-7月 運営評価調査
- 7-8月 令和元年度地域包括支援センター区運営協議会
令和3年度以降の地域包括支援センター公募について、業務内容や圏域等に関して意見を述べるができる。
- 8月 令和元年度第1回地域包括支援センター評価委員会
介護保険課から評価委員会に評価案を報告。
評価委員会は、評価案の是非や改善計画の必要性、評価基準の改定について意見を述べるができる。
- 9月 令和元年度第1回神戸市地域包括支援センター運営協議会
評価委員会の審議結果、区運営協議会での意見を報告。
- 1月 令和元年度第2回地域包括支援センター評価委員会
(1) 改善計画提出センターの進捗状況の報告
(2) 次年度評価基準案提案
- 2月 令和元年度第2回神戸市地域包括支援センター運営協議会
評価委員会審議結果を報告
令和3年度以降の業務内容、圏域について提案

令和2年度

- 4月 令和元年度運営状況の評価実施を市から全センターへ通知
- 5-6月 運営評価調査
- 6-7月 令和2年度第1回評価委員会および選定委員会
(1) 令和2年度第1回地域包括支援センター評価委員会
令和元年度地域包括支援センター運営評価について報告
(2) 令和2年度第1回地域包括支援センター選定委員会
令和3年度以降の地域包括支援センター公募について、選定基準を提案
- 7-8月 令和2年度第1回神戸市地域包括支援センター運営協議会

- (1) 運営評価について、評価委員会の審議結果を報告
- (2) 令和3年度以降の業務内容、圏域について提案
- (3) 選定基準について、選定委員会の審議結果を報告

8月 令和2年度第1回地域包括支援センター区運営協議会
令和3年度以降の業務内容、圏域について報告

9月 公募説明会
令和3年度以降の地域包括支援センター運営委託について、応募希望事業者を対象に公募説明会を開催し、公募要領を配布する。

10月 応募書類の受付

10-11月 令和2年度第2回評価委員会および選定委員会
(1) 令和2年度第2回地域包括支援センター評価委員会
令和元年度運営評価の改善報告
令和3年度運営評価の提案
(2) 令和2年度第2回地域包括支援センター選定委員会
運営法人の選定について提案

12月 令和2年度第2回地域包括支援センター運営協議会
運営法人の選定について、選定委員会の審議結果を報告

12月 令和2年度第2回地域包括支援センター区運営協議会
運営法人の選定について、選定委員会の審議結果を報告

12月 公募結果通知